

## 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債の 取引に係るご注意

- 本仕組債は、デリバティブ取引に類するリスク特性を有しています。そのため、法令・諸規則等により、商品内容や想定される損失額等について十分にご説明することとされています。

※ 商品内容や想定される損失額等について、説明を受けられたか改めてご確認ください。

- 弊社によるご説明や、本仕組債の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

- お取引内容及び商品に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR<sup>(注)</sup>機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

〔 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 〕

電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(注) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

## 早期償還条項付 上場投信転換条項付 デジタルクーポン 円貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面は、早期償還条項付 上場投信転換条項付 デジタルクーポン 円貨建て債券(以下「本債券」といいます。)のお取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 本債券のお取引は、主に売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。
- **本債券は、早期償還された場合を除き、所定の観察期間中のいずれかの時点において、対象上場投信の終値が所定のロックイン判定水準以下となり、かつ、最終償還判定日の対象上場投信終値が行使価格未満となった場合には、原則として、満期償還は対象上場投信の現物及び現金調整額の交付によってなされるため、対象上場投信の価格水準によっては損失（元本欠損）が生じるおそれがありますので、ご注意ください。**
- **本債券は、対象上場投信の価格、対象上場投信の価格の予想変動率（ボラティリティ）、金利水準、分配金利回りと上場投信保有コスト、並びに、本債券の発行体等または対象株式の発行会社の信用力及び格付の変化等の様々な要因に影響されて価格が変動すること等により、償還日前に途中売却する場合には、損失（元本欠損）が生じるおそれがありますので、ご注意ください。**
- **本債券の活発な流通市場は確立されておらず、一般の債券に比べて流動性が劣ります。当社では、原則として本債券の償還日前の途中売却は受付けておりませんので、本債券を償還日前のお客様が希望する時期に売却することが困難となる可能性及び購入時の価格を大きく下回る価格での売却となる可能性があります。本債券に投資される際には、満期償還日まで保有されることを前提にご検討下さい。**
- **本債券の取引の仕組みやリスクについて十分ご理解のうえ、お客様の投資に関する知識・経験、金融資産、投資目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、ご自身のご判断と責任においてお取引を行って下さい。**

### 手数料など諸費用について

本債券を売出し等により、又は当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。

**金利、金融商品市場における相場その他の指標の変動などにより損失が生じるおそれがあります。**

### **(価格変動リスク)**

- 本債券は、早期償還された場合を除き、所定の観察期間中のいずれかの時点において、対象上場投信の終値が所定のノックイン判定水準以下となり、かつ、最終償還判定日の対象株式終値が行使価格未満となった場合には、原則として、満期償還は対象上場投信の現物及び現金調整額の交付によってなされるため、対象上場投信の価格水準によっては損失（元本欠損）が生じるおそれがありますので、ご注意ください。
- 本債券は、対象上場投信の価格、対象上場投信の価格の予想変動率（ボラティリティ）、金利水準、分配金利回りと上場投信保有コスト、並びに、本債券の発行体等または対象株式の発行会社の信用力及び格付の変化等の様々な要因に影響されて価格が変動すること等により、償還日前に途中売却する場合には、損失（元本欠損）が生じるおそれがありますので、ご注意ください。

#### **【本債券の償還前の価格に影響する要因】**

本債券の償還前の価格は、様々な要因に影響されます。また、これらの要因が相互に作用し、それぞれの要因を打ち消す可能性があります。

#### **《対象上場投信の価格》**

対象上場投信の価格の下落：本債券の価格は下落

対象上場投信の価格の上昇：本債券の価格は上昇

#### **《対象上場投信の価格の予想変動率（ボラティリティ）》**

対象上場投信の価格の予想変動率（ボラティリティ）の上昇：本債券の価格は下落

対象上場投信の価格の予想変動率（ボラティリティ）の低下：本債券の価格は上昇

#### **《金利》**

円金利の上昇：本債券の価格は下落

円金利の低下：本債券の価格は上昇

#### **《分配金利回りと上場投信保有コスト》**

分配金利回りの上昇、上場投信保有コストの下落：本債券の価格は下落

分配金利回りの下落、上場投信保有コストの上昇：本債券の価格は上昇

#### **《本債券の発行体等の信用力及び格付》**

本債券の価格は、発行体等の信用力の一般的な評価により影響を受けると予想されます。通常、かかる評価は、格付機関から付与された格付により影響を受けます。発行体等に付与された格付が下落すると、本債券の価格は下落する可能性があります。

## 《早期償還判定》

本債券の価格は、早期償還判定日の前後で変動するケースが多いと考えられ、早期償還判定日に早期償還されないことが決定した場合は、本債券の価格が下落する傾向があるものと予想されます。

## 債券の発行体又は元利金の支払いの保証者の業務又は財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります。

### (信用リスク)

本債券の発行体や、本債券の元利金の支払いを保証している者の業務、財産又は信用状況に変化が生じた場合、例えば、本債券の元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生又は特約による元本の削減などの悪影響を生じ、あるいは本債券の価格が下落するなどの可能性があり、その結果、お客様に損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行体の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行体の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

## その他のリスク

### (流動性リスク)

本債券の活発な流通市場は確立されておらず、一般の債券に比べて流動性が劣ります。当社では、原則として本債券の償還日前の途中売却は受付けておりませんので、本債券を償還日前のお客様が希望する時期に売却することが困難となる可能性及び購入時の価格を大きく下回る価格での売却となる可能性があります。本債券に投資される際には、満期償還日まで保有されることを前提にご検討下さい。

### (利率変動リスク)

本債券の利率は、利率決定日の対象上場投信の価格の水準によって変動します。このため、対象上場投信の価格の推移によっては、低い方の利率の適用が継続する可能性があります。

### (早期償還リスク)

本債券は、一定の条件が満たされた場合、その直後の利払日に早期償還される仕組みであり、それ以降は、早期償還がなされなければ受領するはずであった利金を受領することができなくなります。この場合、その償還金額をもって別の商品に投資した際に、同等の利回りを得られない可能性があります。

## (その他のご留意いただきたい事項)

■ 本債券は、主に対象上場投信にかかわるオプションを内包している商品であり、将来の対象上場投信の価格の水準によっては、債券というよりは対象上場投信を現物で購入するのと同等の経済効果を持つこととなります。ただし、満期償還額が額面金額を上回ることはないため、キャピタルゲインを期待して投資すべきではありません。また、本債券の保有期間中に、対象上場投信の分配金等を得ることもできません。

■ **対象上場投信は、日経平均レバレッジ・インデックス（※）に連動する投資成果（基準価額の変動率が日経平均レバレッジ・インデックスの変動率に一致することをいいます。）を指す追加型株式投資信託です。日経平均レバレッジ・インデックスには、次の性質が内在しているため、対象上場投信の価格もこの性質を反映した値動きをします。これらを十分ご理解のうえ、ご自身のご判断と責任においてお取引を行って下さい。**

◆ 日経平均レバレッジ・インデックスは、常に、前営業日に対する当営業日の当インデックスの騰落率が、同期間の日経平均株価の騰落率の 2 倍となるよう計算されます。しかしながら、**2 営業日以上離れた期間における日経平均レバレッジ・インデックスの騰落率は、一般に日経平均株価の 2 倍とはならず、計算上、差（ずれ）が不可避に生じます。**

◆ 2 営業日以上離れた期間における日経平均レバレッジ・インデックスの騰落率と日経平均株価の騰落率の 2 倍との差（ずれ）は、当該期間中の日経平均株価の値動きによって変化し、プラスの方向にもマイナスの方向にもどちらにも生じる可能性があります。一般に、**日経平均株価の値動きが上昇・下降を繰り返した場合に、マイナスの方向に差（ずれ）が生じる可能性が高くなります。一般に、期間が長くなれば長くなるほど、その差（ずれ）が大きくなる傾向があります。したがって、NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信（日経レバレッジ指数 ETF）は、一般的に長期間の投資には向かず、比較的短期間の市況の値動きを捉えるための投資に向いている金融商品です。**

※日経平均レバレッジ・インデックスとは

日経平均レバレッジ・インデックスは、日々の騰落率を日経平均株価の騰落率の 2 倍として計算された指数で、2001 年 12 月 28 日の指数値を 10,000 ポイントとして計算されています。

■ 本債券にかかわる発行条件（行使価格、利率決定価格、早期償還判定水準、ロックイン判定水準）は、本債券の受渡日における対象上場投信の終値によって決定します。このため、発行条件決定時の対象上場投信の価格は、お客様が本債券にかかわる投資判断を行った時の水準から、大きく乖離する可能性があります。

**本債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。**

本債券のお取引に金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

## **無登録格付に関する説明書について**

当社から無登録格付業者が付与した格付の提供を受けた場合は、「無登録格付に関する説明書」をご覧ください。

## **本債券に係る金融商品取引契約の概要**

当社における本債券のお取引については、以下によります。

- ・ 本債券の売出しの取扱い
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 本債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

## **本債券に関する租税の概要**

満期償還が対象株式によってなされる場合、当該対象株式の取得日は満期償還日、取得価額は、原則として満期償還日の対象株式の後場終値となります。

個人のお客様に対する課税は、原則として以下によります。

- ・ 本債券の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。
- ・ 本債券の譲渡益及び償還益は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 本債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。

法人のお客様に対する課税は、原則として以下によります。

本債券の利子、譲渡益、償還益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

## **譲渡の制限**

国外で発行される円貨建て債券については、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

## **当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要**

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において有価証券(本債券を含みます。)のお取引や保護預けを行われる場合は、以下の方法によります。

- ・ 国外で発行される円貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部(前受金等)をお預けいただいた上でお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただけます。
- ・ ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、確認書をご提出いただく場合があります。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)

### ○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ (<http://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html>) に掲載している外国の発行体が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

## 当社の概要

商号等	株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 44 号
本店所在地	〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	48,323,132,501 円(2019 年 9 月 30 日現在)
主な事業	金融商品取引業
設立年月	1944 年 3 月
連絡先	<b>「インターネットコース」でお取引されているお客さま：SBI 証券 カスタマーサービスセンター</b> <b>電話番号：0120-104-214（携帯電話・PHS からは、0570-550-104（有料））</b> 受付時間：平日 8 時 00 分～18 時 00 分（年未年始を除く）  <b>SBI マネープラザのお客さま：SBI 証券 マネープラザカスタマーサポートセンター</b> <b>電話番号：0120-142-892</b> 受付時間：平日 8 時 00 分～18 時 00 分（年未年始を除く）  <b>IFA コース、IFA コース（プラン A）のお客さま：IFA サポート</b> <b>電話番号：0120-581-861</b> 受付時間：平日 8 時 00 分～17 時 00 分（年未年始を除く）  <b>担当営業員のいらっしゃるお客さまは、お取引のある各店舗へご連絡をお願いいたします。</b>

### **SBI 証券に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口**

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所：〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1

連絡先：**「インターネットコース」でお取引されているお客さま：SBI 証券 カスタマーサービスセンター**  
**電話番号：0120-104-214（携帯電話・PHS からは、0570-550-104（有料））**  
受付時間：平日 8 時 00 分～18 時 00 分（年未年始を除く）  
**SBI マネープラザのお客さま：SBI 証券 マネープラザカスタマーサポートセンター**  
**電話番号：0120-142-892**  
受付時間：平日 8 時 00 分～18 時 00 分（年未年始を除く）  
**IFA コース、IFA コース（プラン A）のお客さま：IFA サポート**  
**電話番号：0120-581-861**  
受付時間：平日 8 時 00 分～17 時 00 分（年未年始を除く）  
**担当営業員のいらっしゃるお客さまは、お取引のある各店舗へご連絡をお願いいたします。**

## **金融 ADR 制度のご案内**

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

2020年1月

発行登録追補目論見書  
（「償還について」および「最悪シナリオを想定した想定損失額」と題する書面を含む。）



## フィンランド地方金融公社

フィンランド地方政府保証機構保証付

フィンランド地方金融公社 2022年2月7日満期

早期償還条項付 上場投信転換条項付

デジタルクーポン円建債券

(NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

— 売 出 人 —

株式会社SBI証券

フィンランド地方政府保証機構保証付 フィンランド地方金融公社 2022年2月7日満期 早期償還条項付 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建債券 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信) (以下「本債券」といいます。) の2020年8月7日以降の各利払日に支払われる利息額および2022年2月7日を除く各利払日における早期償還の有無は、NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信の市場価格の水準により決定され、また、本債券の満期償還はNEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信の市場価格の水準によっては、対象受益権および/または現金調整額(もしあれば)の交付をもって行われることがありますので、本債券はNEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信の市場価格の動向により影響を受けます。詳細につきましては、本書「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項 2 利息支払の方法」および「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項 3 償還の方法」をご参照ください。

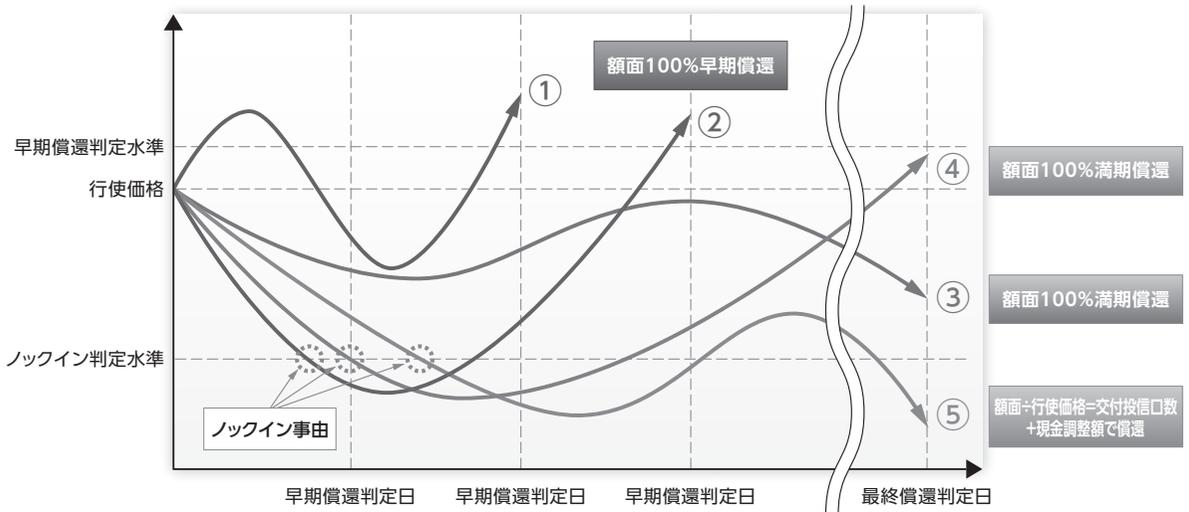
なおNEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信につきましては、本書「第三部 保証会社等の情報 第2 保証会社以外の会社の情報」をご参照ください。

**本債券に投資しようとする投資家は、本債券への投資を判断するにあたって、必要に応じ、法務、税務、会計等の専門家の助言を得るべきであり、本債券の投資に伴うリスクに堪え得る投資家のみが本債券に対する投資を行ってください。**

# 償還について

以下の記載は、本債券の仕組みをご検討いただく際の補足資料として作成したものです。あくまで参考資料としてお読みください。

## 償還決定方法



### ①、② 額面100%で早期償還

ノックイン事由の発生の有無にかかわらず、早期償還判定日において、「対象上場投信終値 $\geq$ 早期償還判定水準」の場合、額面100%で早期償還となります。

### ③ ノックイン事由が発生せず、満期償還を迎える

中に一度も、対象上場投信終値がノックイン判定水準以下にならなければ額面100%で満期償還となります。

### ④ ノックイン事由が発生したが、額面100%で満期償還

中に一度でも、対象上場投信終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終償還判定日において、「対象上場投信終値 $\geq$ 行使価格」の場合、額面100%で満期償還となります。

### ⑤ ノックイン事由が発生し、額面割れで満期償還

中に一度でも、対象上場投信終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終償還判定日において、「対象上場投信終値 $<$ 行使価格」の場合、「額面金額 $\div$ 行使価格」で計算される交付投信口数と現金調整額で満期償還となります。

※詳細については、目論見書の「3【償還の方法】」をご確認ください。

## 最悪シナリオを想定した想定損失額

以下は、本債券の価格に影響を与える主な金融指標の変化によって生じる、本債券の想定される損失額（以下「想定損失額」といいます。）のシミュレーションです。将来における実際の損失額を示すものではありません。

### 1. ヒストリカルデータ

2000年1月（又は対象上場投信等の設定日等）以降の各日を起算日とした約2年の期間での、最大の下落率及び最大の上昇幅は以下のとおりです。

	起算日		起算日より約2年後		期中価格に悪影響を与える 下落率又は上昇幅	
					下落率	上昇幅
対象上場投信の価格	17,100.00 円	2015/4/16	13,410.00 円	2017/4/14	▲21.58%	/
対象上場投信の価格の変動率	38.52 %	2014/9/12	58.67 %	2016/9/9	/	20.15%
円金利	0.14 %	2005/7/8	1.25 %	2007/7/6	/	1.11%

出所：Bloomberg のデータより SBI 証券作成（2020年1月17日現在）

上記の過去データでは、本債券の想定される損失額を十分に説明できません。このため、対象上場投信が連動する投資成果を目指す『日経平均レバレッジ・インデックス』（以下「参照連動指数」といいます。）の過去データを提示し、想定損失額のシミュレーションを行うものです（将来における実際の損失額を示すものではありません）。

	起算日		起算日より約2年後		期中価格に悪影響を与える 下落率又は上昇幅	
					下落率	上昇幅
参照連動指数	24,181.81	2007/2/23	3,085.58	2009/2/20	▲87.24%	/
参照連動指数の変動率	29.89 %	2007/8/8	94.71 %	2009/8/7	/	64.82%
円金利	0.14 %	2005/7/8	1.25 %	2007/7/6	/	1.11%

出所：Bloomberg のデータより SBI 証券作成（2020年1月17日現在）

- 対象上場投信の価格の変動率及び参照連動指数の変動率（ヒストリカル・ボラティリティ）：対象上場投信の価格及び参照連動指数の過去の変動から算出した変動率です。期間は、260日間としています。
- 円金利：期間2年の円金利スワップレートを記載しております。
- 対象上場投信の価格及び参照連動指数は下落率を、対象上場投信の価格及び参照連動指数の変動率（ヒストリカル・ボラティリティ）及び円金利は上昇幅を記載しております。

## 2. 満期償還時の想定損失額

本債券は、早期償還された場合を除き、所定の観察期間中のいずれかの時点において、対象上場投信の終値が所定のロックイン判定水準以下となり、かつ、最終償還判定日の対象上場投信終値が行使価格未満となった場合には、原則として、満期償還は対象上場投信の現物及び現金調整額の交付によってなされるため、対象上場投信の価格水準によっては損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。また、投資元本の全額が毀損するおそれがあります。

1.で示したヒストリカルデータにおける参照連動指数の下落率は▲87.24%でした。満期償還日における対象上場投信の価格の下落率を同率と想定した場合、下表に示す損失がお客様に発生します。**なお、満期償還日に対象上場投信の価格が▲87.24%を超えて下落した場合、あるいは、本債券の発行体等の信用リスク要因やその他の要因により、お客様の損失がさらに拡大する可能性があります。**

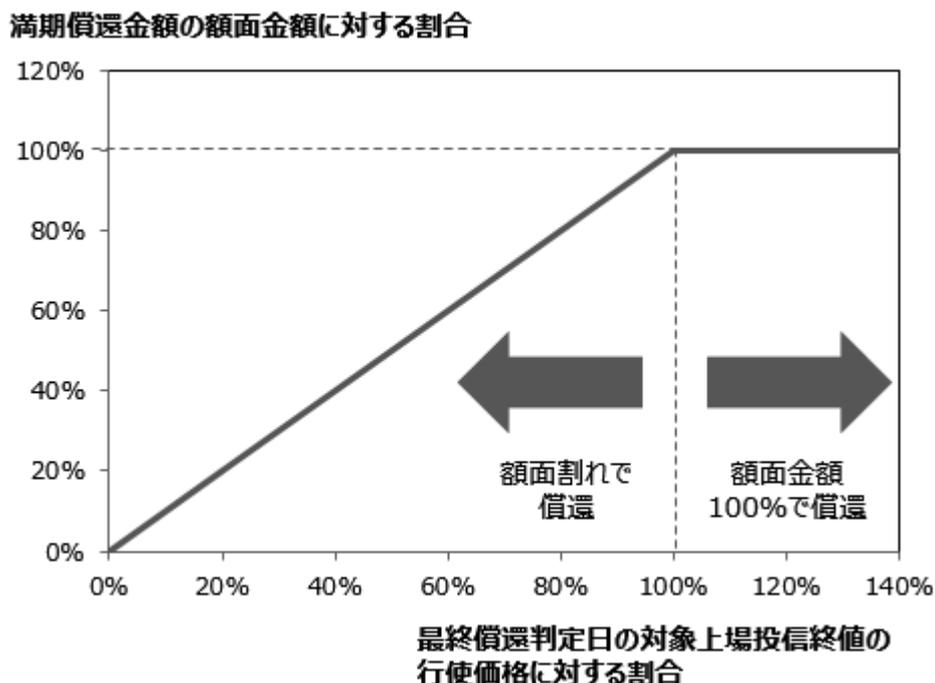
対象上場投信の価格の行使価格からの下落率	想定損失額（円）	実質償還金額（円）
0.00%	0	500,000
▲ 10.00%	▲ 50,000	450,000
▲ 20.00%	▲ 100,000	400,000
▲ 30.00%	▲ 150,000	350,000
▲ 40.00%	▲ 200,000	300,000
▲ 50.00%	▲ 250,000	250,000
▲ 60.00%	▲ 300,000	200,000
▲ 70.00%	▲ 350,000	150,000
▲ 80.00%	▲ 400,000	100,000
▲ 87.24%	▲ 436,200	63,800
▲ 90.00%	▲ 450,000	50,000
▲ 100.00%	▲ 500,000	0

※上記の想定損失額及び実質償還金額は、額面 500,000 円当たりの金額を記載しております。

また、受取利息、税金及びその他の諸費用等は考慮しておりません。

### 3. 満期償還時のイメージ図（ノックイン発生時）

観察期間中に対象上場投信の後場終値が一度でもノックイン判定水準以下となった場合、満期償還金額が額面金額を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。また、**本債券の満期償還金額は、額面金額の100%を超えることはありませんので、キャピタルゲインを期待して投資すべきではありません。**



### 4. 流動性リスクについて

本債券の活発な流通市場は確立されておらず、一般の債券に比べて流動性が劣ります。当社では、原則として本債券の償還日前の途中売却は受付けておりませんので、本債券を償還日前のお客様が希望する時期に売却することが困難となる可能性及び購入時の価格を大きく下回る価格での売却となる可能性があります。**本債券に投資される際には、満期償還日まで保有されることを前提にご検討下さい。**

### 5. 中途売却時の想定損失額

下表は、1. に記載のヒストリカルデータを用いて、各金融指標が本債券の期中価格に悪影響を与える方向に同時に変動した場合を想定した、中途売却時の想定損失額を試算日の市場環境に基づいて試算したものです。ただし、発行体等の信用リスクや債券の流動性等を考慮し算出したものではなく、実際の売却額とは異なります。

**また、実際の中途売却に際し、各金融指標がより大きく変動した場合、お客様の損失はさらに拡大する可能性があります。下表の想定損失額（試算額）を上回る（額面に対して10%相当以上）可能性があります。**

金融指標	金融指標の動き	下落率又は上昇幅	想定売却額	想定損失率	想定損失額（試算額）
対象上場投信の価格	下落	▲87.24%	79,350 円	▲84.13%	▲420,650 円
対象上場投信の価格の変動率	上昇	+64.82%			
円金利	上昇	+1.11%			

■上記の想定売却額及び想定損失額（試算額）は、額面 500,000 円当たりの金額を記載しております。

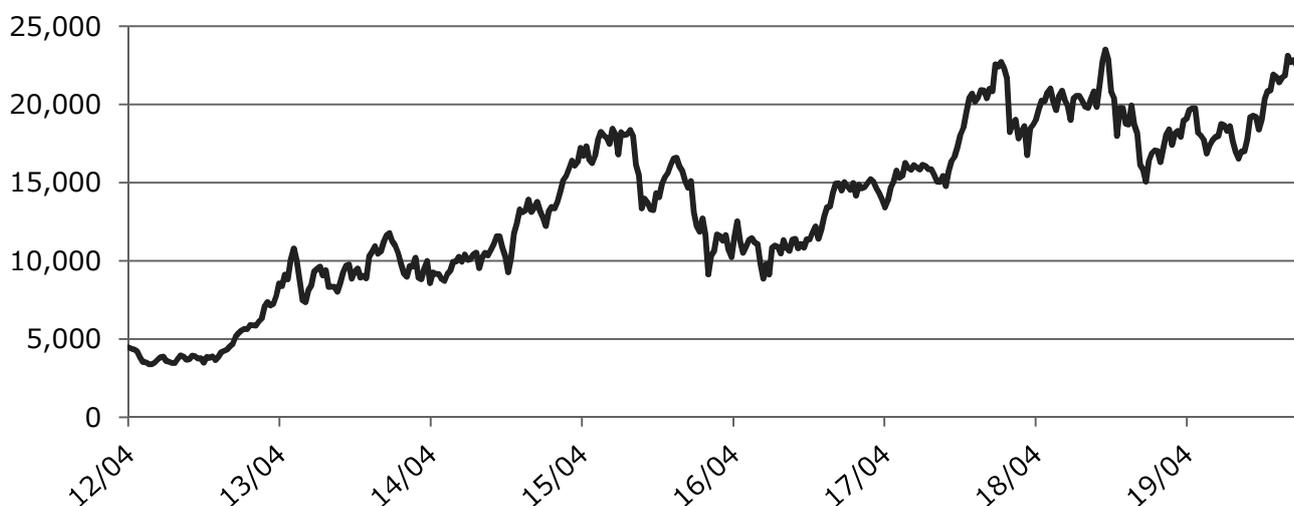
- 本シミュレーションは、簡易な手法により行われたものです。前提条件の異なるもの、より精緻な手法によるものとは結果が異なる場合があります。
- 本シミュレーションは、2020年1月16日（試算日）の市場環境にて計算しております。
- 試算日における想定損失額（試算額）であり、市場環境が変化した場合や、時間が経過して償還日までの期間が短くなった場合の想定損失額（試算額）とは異なります。
- 各金融指標の状況により、期中価格に悪影響を与える度合いや方向性が変化することがあるため、一般的に悪影響を与えるとされる方向と異なる場合があります。

## 6. 対象上場投信の価格及び参照連動指数の推移

NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信

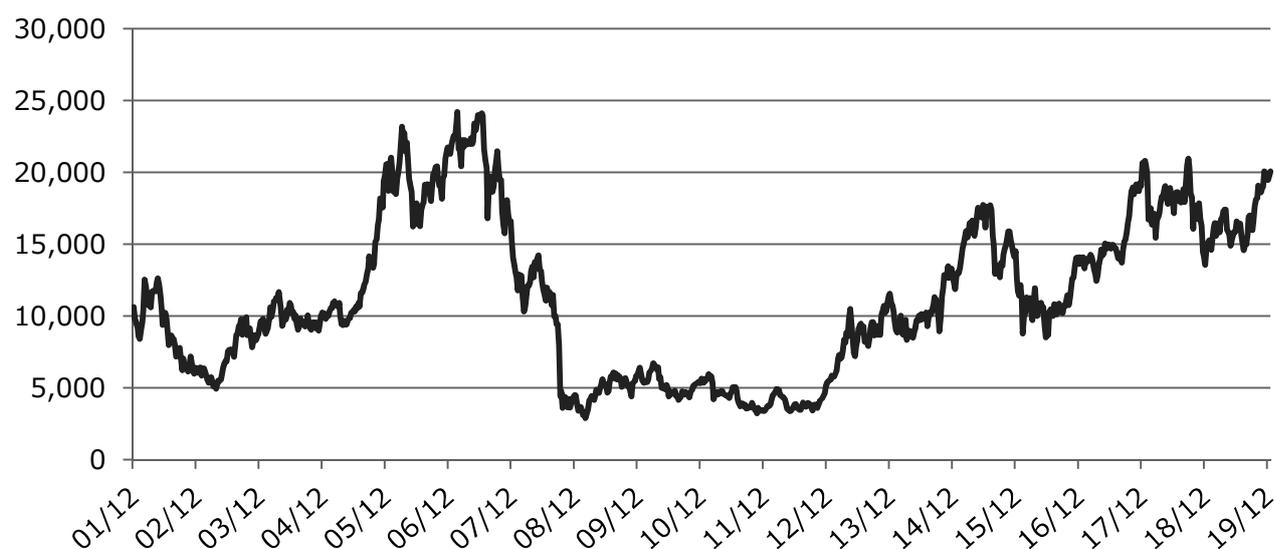
（期間：2012/4/13～2020/1/17（週足））

円



日経平均レバレッジ・インデックス

（期間：2001/12/28～2020/1/17（週足））



【表紙】	
【発行登録追補書類番号】	2-外債1-1
【提出書類】	発行登録追補書類
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年1月23日
【発行者の名称】	フィンランド地方金融公社 (Municipality Finance Plc)
【代表者の役職氏名】	Antti Kontio Head of Funding (資金調達部長) Hannu-Pekka Ylimommo Legal Counsel (法律顧問)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 田 中 収
【住所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03-6775-1000
【事務連絡者氏名】	弁護士 白 川 も え ぎ
【住所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03-6775-1119
【今回の売出金額】	800,000,000円

【発行登録書の内容】

提出日	2020年1月15日
効力発生日	2020年1月23日
有効期限	2022年1月22日
発行登録番号	2-外債1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 6,000億円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし				
実績合計額		0円	減額総額	0円

【残額】

(発行予定額－実績合計額－減額総額) 6,000億円

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】

該当事項なし

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

注 本書中、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は以下を指すものとする。

「発行者」または「公社」…………… フィンランド地方金融公社  
(Municipality Finance Plc)  
「保証者」または「地方政府保証機構」…………… フィンランド地方政府保証機構  
(The Municipal Guarantee Board)

# 目 次

	頁
第一部 証券情報 .....	1
第1 募集債券に関する基本事項 .....	1
第2 売出債券に関する基本事項 .....	1
1 売出要項 .....	1
2 利息支払の方法 .....	6
3 償還の方法 .....	7
4 元利金支払場所 .....	17
5 担保又は保証に関する事項 .....	18
6 債券の管理会社の職務 .....	18
7 債権者集会に関する事項 .....	19
8 課税上の取扱い .....	19
9 準拠法及び管轄裁判所 .....	21
10 公告の方法 .....	21
11 その他 .....	22
第3 資金調達の目的及び手取金の使途 .....	24
第4 法律意見 .....	24
第二部 参照情報 .....	25
第1 参照書類 .....	25
第2 参照書類の補完情報 .....	25
第3 参照書類を縦覧に供している場所 .....	25
第三部 保証会社等の情報 .....	26
第1 保証会社情報 .....	26
第2 保証会社以外の会社の情報 .....	26
発行登録書の提出者が金融商品取引法第27条において準用する 同法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面 .....	28
発行者の概況の要約 .....	30

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集債券に関する基本事項】

該当事項なし。

### 第2【売出債券に関する基本事項】

#### 1【売出要項】

##### 【売出人】

会社名	住所
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号

【売出債券の名称】	フィンランド地方政府保証機構保証付 フィンランド地方金融公社 2022年2月7日満期 早期償還条項付 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建債券 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信) (以下「本債券」という。) (注1)
【記名・無記名の別】	無記名式
【券面総額】	800,000,000円(注2)
【各債券の金額】	50万円(注3)
【売出価格及びその総額】	売出価格 額面金額の100.00% 売出価格の総額 800,000,000円(注2)
【利率】	(i) 2020年2月7日(当日を含む。)から2020年5月7日(当日を含まない。)まで、額面金額に対して年10.50% (ii) 2020年5月7日(当日を含む。)から満期償還日または(場合により)早期償還が行われる日(いずれも当日を含まない。)までの期間については、下記のとおり決定される。 (イ) 利率決定日の対象上場投信終値が利率決定価格以上である場合、年10.50% (ロ) 利率決定日の対象上場投信終値が利率決定価格未満である場合、年1.00% (注4)(注5)
【償還期限】	2022年2月7日(注3)
【売出期間】	2020年1月23日から2020年2月6日まで
【受渡期日】	2020年2月7日
【申込取扱場所】	売出人の本店および日本国内の各支店(注7)

(注1) 本債券は、SBI Securities (Hong Kong) Limitedによりユーロ市場で引受けられ、発行者の債券発行プログラム (Programme for the Issuance of Debt Instruments) (以下「債券発行プログラム」という。)

に基づき、2020年2月6日（以下「発行日」という。）に発行される。本債券はいかなる金融商品取引所にも上場されない。

(注2) ユーロ市場で発行される本債券の券面総額は、800,000,000円である。

(注3) 本債券の償還は、「ロックイン事由」が発生していない場合または「ロックイン事由」が発生しており、かつ「最終価格」が「行使価格」と等しいかもしくはそれを上回っている場合には額面金額の支払によってなされ、「ロックイン事由」が発生しており、かつ「最終価格」が「行使価格」を下回った場合には「対象受益権」および/または「現金調整額」（もしあれば）の受渡しによってなされる。本注記3に使用されている用語は下記「3 償還の方法 (2) 満期における償還」に定義されている。

本債券の償還が額面金額の支払によってなされるかまたは対象受益権および/または現金調整額（もしあれば）の受渡しによってなされるかは、対象受益権の相場（かかる相場には上下動がある。）の変動によって左右される。申込人は、対象受益権の相場の変動によるリスクおよび対象受益権の相場の変動によって本債券の償還の方法に差異が生じることを理解し、かかるリスクに堪え得る場合に限り、本債券への投資を行うべきである。なお、リスクの詳細については、下記「リスクおよびご留意事項」を参照のこと。また、対象受益権の発行会社については下記「第三部 保証会社等の情報 第2 保証会社以外の会社の情報」を参照のこと。

(注4) 満期償還日、利率決定日、対象上場投信終値および利率決定価格は、それぞれ下記「3 償還の方法 (2) 満期における償還」に定義されている。

(注5) 本債券の付利は、2020年2月7日（当日含む。）から開始する。発行日である2020年2月6日には、利息は発生しない。

(注6) 本債券につき、発行者の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）から提供され、または閲覧に供される信用格付（予定を含む。）はない。

なお、発行者は、本書日付現在、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムーディーズ」という。）からAa1の長期発行体格付を、また、S&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）からAA+の長期発行体格付を、それぞれ付与されているが、これらの格付は直ちに発行者により発行される個別の債券に適用されるものではない。

ムーディーズおよびS&Pは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズおよびS&Pについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（[https://www.moodys.com/pages/default\\_ja.aspx](https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx)）の「信用格付事業」のページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（[https://www.standardandpoors.com/ja\\_JP/web/guest/home](https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home)）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（[https://www.standardandpoors.com/ja\\_JP/web/guest/regulatory/unregistered](https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered)）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。

(注7) 本債券の申込みおよび払込みは、本債券の各申込人が、売出人に開設する外国証券取引口座に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。売出人に外国証券取引口座を開設していない各申込人は、これを開設しなければならない。この場合、外国証券取引口座の開設に先立ち、売出人から申込人に対し外国証券取引口座約款の写しが交付される。同約款の規定に従い、申込人に対する本債券の券面の交付は行われない。

(注8) 本債券は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法上登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために、本債券の勧誘、売付けまたは交付を行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

本債券は、合衆国税法上の要件の適用を受ける。合衆国税務規則により許された一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその属領において、または合衆国人に対し、本債券の勧誘、売付けまた

は交付を行ってはならない。本段落の用語は、アメリカ合衆国1986年内国歳入法および同法に基づく規則により定義された意味を有する。

**【売出しの委託契約の内容】**

該当なし。

**【債券の管理会社】**

該当なし。

財務代理人

本債券の財務代理人（以下「財務代理人」という。）	
会社名	住所
シティバンク・エヌ・エイ、ロンドン支店 (Citibank, N.A., London Branch)	連合王国 ロンドン E14 5LB カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター (Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB, United Kingdom)

**【振替機関】**

該当なし。

**【財務上の特約】**

担保設定制限については、下記「5 担保又は保証に関する事項」を参照のこと。

債務不履行に基づく期限の利益喪失については、下記「11 その他」を参照のこと。

**リスクおよびご留意事項**

本債券への投資は、日本の株式市場（上場投信市場を含むが、それに限られない。）の動向により影響を受ける。かかるリスクに耐え、かつ、そのリスクを評価し得る経験豊富な投資家のみが、本債券の投資に適している。各投資家は、以下に記載される主要なリスクを理解し、自己の個別的な財務状況、本書に記載される情報および本債券に関する情報に照らし、必要に応じて本債券が投資に相応しいか否かを自己のアドバイザーと慎重に検討された後に投資判断を行うべきである。

ただし、以下の記載は本債券に関するすべてのリスクを完全に網羅することを意図したものではない。

**1. リスクについて**

**(1) 元本毀損リスク**

各本債券の満期償還は、交付投信口数（下記「3 償還の方法 (2) 満期における償還」に定義される。）の対象受益権の交付等により行われる場合がある。かかる場合、本債券について満期償還日に受領される財産的価値は、対象受益権の価格により直接影響を受けることから、対象受益権の価格の水準によっては、当初投資された元本金額を下回り、対象上場投信（下記「3 償還の方法 (2) 満期における償還」に定義される。）につき支払不能（下記「3 償還の方法 (2) 満期における償還」に定義される。）に関する手続が開始された場合などに最小価値で0（ゼロ）となる可能性がある。

したがって、対象受益権の価格が下落すると、本債券の償還金額が元本を下回る可能性が高くなると予想される。

## (2) 受渡リスク

各本債券の満期償還は、交付投信口数の対象受益権の交付等により行われる場合があるが、発行者および受渡代理人（下記「3 償還の方法 (2) 満期における償還」に定義される。）は、本債券の償還のため必要となる可能性のある対象受益権を現在確保していない。このため、対象受益権の流動性が低い場合には、市場から償還に必要な上場投信の受益権が迅速に調達できず、本債券の償還に支障が生じることもあり得る。また、受渡混乱事由（下記「3 償還の方法 (2) 満期における償還」に定義される。）の発生により、その受渡決済ができない場合があり得る。

## (3) 償還期限に関するリスク

下記「3 償還の方法 (1) 対象受益権の終値の水準による早期償還」に記載される事由が発生した場合、本債券の利息は、直後の利払日（下記「2 利息支払の方法」に定義される。）以後発生しない。このため早期償還により、本債券の所持人（以下「本債権者」という。）は当初期待した利回りを得られない可能性がある。

## (4) 利率変動リスク

本債券の利率は、2020年5月7日の利払日に支払われる利息については固定利率が適用されるが、2020年8月7日以降の各利払日については、対象受益権の終値の水準により適用される利率が変動する。利率決定日の対象受益権の終値が利率決定価格未満の場合、その直後の利払日に支払われる利息について適用される利率は、年率1.00%となる。

## (5) 再投資リスク

早期償還された場合、その償還金額や利息を再投資しても、早期償還されない場合に得られる本債券の利息と同等の利回りが得られない可能性がある。

## (6) 流動性リスク

本債券の流通市場は確立されていない。発行者、売出人およびそれらの関係会社は、現在、本債券を流通市場に流通させることは意図しておらず、本債券を買取る義務も負わない。このため、本債権者は、本債券を償還前に売却できない場合があり得る。

また、たとえ本債券を売却できたとしても、こうした流動性の低さは本債券の中途売却価格を低下させる要因になりうるため、その売却価格が投資金額を著しく下回る可能性がある。

## (7) 信用リスク

発行者および／または保証者の財務状況の悪化などにより、本債券の利息もしくは償還金額の支払または交付投信口数の対象受益権の交付等がその支払期日より遅延する可能性、または支払もしくは受益権の交付が行われない可能性がある。また、発行者または保証者の財務・経営状況の悪化またはこれに伴う外部評価の変化が、満期償還日前における本債券の価値に悪影響を及ぼす場合がある。

一般的に、発行者の債券発行プログラムおよび発行者への信用格付は、発行者の債務支払能力を示すものとされるが、当該格付はすべての潜在的リスクを反映していない可能性がある。また、かかる格付は、格付機関により、いつでも変更、または取下げられる可能性がある。

## (8) 価格変動リスク

本債券の時価および売却価格は、以下に掲げる様々な影響を受ける。かかる影響の度合いは、対象受益権の価格と本債券の満期償還日までの期間により、変動する。また、かかる要因の影響が相互に作用し、それぞれの要因を

打ち消す可能性がある。以下に、他の要因が一定の場合に、ある要因だけが変動したと仮定した場合に予想される本債券の価格への影響を例示した。

#### ① 対象受益権の価格

一般的に、対象受益権の価格の下落は本債券の価値に悪影響を与えると予想され、また、対象受益権の価格の上昇は、本債券の価値に良い影響を及ぼすと予想される。

#### ② 分配金利回りと対象受益権保有コスト

対象受益権の分配金の利回りの上昇、あるいは対象受益権保有コストの下落は、本債券の価値を下落させる方向に作用し、逆に対象受益権の分配金の利回りの下落、あるいは対象受益権保有コストの上昇は、本債券の価値を上昇させる方向に作用すると予想される。

#### ③ 金利

本債券は円建てであるため、円金利の変動は、本債券の価値に影響を与える。一般的に、本債券の価値は、円金利が下落すると上昇し、円金利が上昇すると下落すると予想される。

#### ④ 予想変動率

予想変動率とは、ある期間に予想される指数等の変動の幅と頻度の基準を表わす。対象受益権の価格、金利などの予想変動率の変動が本債券の価値に悪影響を与えることがある。

#### ⑤ 信用力および信用格付

本債券の価値は、発行者または保証者の信用度の一般的な評価により影響を受けると予想される。通常、かかる評価は、格付機関から付与された格付により影響を受ける。このため、発行者の債券発行プログラム、発行者または保証者に付与された格付が下落すると、本債券の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。また当該格付に変更がなされなくても、発行者および／または保証者の経営・財務状況の悪化やその予想が、本債券の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

#### ⑥ 早期償還判定日

早期償還判定日(下記「3 償還の方法 (2) 満期における償還」に定義される。)の前後で本債券の価格が変動する可能性が高い。また、早期償還判定日に早期償還されないことが決定した場合は本債券の価格が下落する傾向があると予想される。

## 2. ご留意事項

### (1) 本債券と対象受益権の関係

本債権者は、対象受益権の受益権者が得られる利益と同等の利益を、本債券の投資により得られることを期待してはならない。したがって、本債権者は、対象受益権の価格の上昇による利益を直接享受することはなく、満期償還が対象受益権の交付によってなされる場合であっても、交付前に発生した対象受益権の分配金を受取る権利はない。

対象上場投信に、潜在的調整事由や合併事由(それぞれ下記「3 償還の方法 (2) 満期における償還」に定義される。)などが生じた場合、本債券の早期償還の有無および満期償還の方法の決定基準となる値が調整されることがあり、また対象受益権が代替することがある。本債券の行使価格を決めるための当初価格(下記「3 償還の方法 (2) 満期における償還」に定義される。)はまだ決定していない。決定した当初価格によっては、また、前述の調整が行われた結果または対象受益権の単元口数(下記「3 償還の方法 (2) 満期における償還」に定義される。)が変更になった場合などには、額面金額を行使価格で除して求められる受益権数が単元口数に満たず、現金調整額のみで償還される場合があり得ることに留意すべきである。

### (2) 本債券に影響を与える市場活動

計算代理人(下記「3 償還の方法 (2) 満期における償還」に定義される。)、発行者、売出人およびそれらの関係会社は、通常業務の一環として、自己勘定で取引するディーラーとして、また顧客勘定で、その業務遂行上ある

いは発行者の本債券にもとづく支払債務をヘッジする目的で、日経平均株価等の指数および対象受益権に関する取引、先物およびオプション市場での取引を行うことができる。かかる取引、ヘッジ活動およびヘッジ活動の中止は、マーケットに影響を与える可能性があり、その影響を通じて、本債券の発行条件、適用利率、早期償還の有無、満期償還の方法および本債券の時価および売却価格に影響し、結果的に本債権者に不利な影響を及ぼす可能性がある。

### (3)税金

本債券についての日本の課税上の取扱いについては、変更されることがある。下記「8 課税上の取扱い (2) 日本国の租税」の項を参照のこと。また、詳細に関しては、会計士や税理士等の専門家に確認することがのぞましい。

## 2【利息支払の方法】

各本債券の利息は、下記「適用利率の決定」の記載に従い計算代理人により決定される利率（年率）で、利息起算日である2020年2月7日（当日を含む。）からこれを付し、2020年5月7日をはじめとする毎年2月7日、5月7日、8月7日および11月7日（以下それぞれ「利払日」という。）に、各利息期間（以下に定義される。）について日本円で後払いされる。

#### 適用利率の決定

本債券の利率は以下に従って決定される。

- (i) 2020年2月7日（当日を含む。）から2020年5月7日（当日を含まない。）までの期間については、年10.50%の利率で利息が付され、2020年5月7日に、額面金額50万円の各本債券につき13,125円が後払いされる。
- (ii) 2020年5月7日（当日を含む。）から満期償還日（当日を含まない。）までの期間（以下「変動利息期間」という。）における各利息期間については、2020年8月7日を初回とし満期償還日を最終回とする各利払日（以下「変動利払日」という。）に、各変動利払日（当日を含まない。）に終了する利息期間についての利息が後払いされる。各利息期間に適用される利率および各変動利払日に支払われる額面金額50万円の各本債券の利息額は、計算代理人により以下に従って決定される。
  - (イ) 利率決定日の対象上場投信終値が利率決定価格以上である場合、当該利息期間に適用される利率は年10.50%となり、利息は額面金額50万円の各本債券につき13,125円となる。
  - (ロ) 利率決定日の対象上場投信終値が利率決定価格未満である場合、当該利息期間に適用される利率は年1.00%となり、利息は額面金額50万円の各本債券につき1,250円となる。

利払日が営業日（以下に定義される。）ではない場合、かかる利払日は翌営業日まで延期される（ただし、延期した利払日が翌暦月となる場合は、直前の営業日とする。）。なお、いかなる場合にも支払われる利息額の調整は行われない。

本書において「営業日」とは、ロンドンおよび東京において、商業銀行および外国為替市場が支払を決済している日で、かつTARGET営業日（以下に定義される。）にあたる日をいう。

「TARGET営業日」とは、TARGET2（以下に定義される。）またはその承継者がユーロによる支払の決済を行っている日をいう。

「TARGET2」とは、欧州自動即時グロス決済支払システム（Trans-European Automated Real-Time Gross Settlement Express Transfer payment system）で、単独共有プラットフォーム（single shared platform）を利用し、2007年11月19日に開始したものをいう。

「利息期間」とは、利息起算日（当日を含む。）または利払日（当日を含む。）から直後の利払日（当日を除く。）までの期間をいう。

本債券はその最終の償還の日以降は利息を付さない。ただし、正当な呈示がなされたにもかかわらず、償還金額の支払が不当に留保または拒絶された場合はこの限りではない。かかる場合、本債券には、(i)当該本債券に関してその受領日までに期限の到来している金額の総額が、当該本債券の所持人によりもしくはかかる所持人のために受領された日、または(ii)財務代理人が、本債権者に対して、本債券に関して以下の5日後の日までに期限の到来する金額の総額を財務代理人が受領したことを通知した日から5日後の日（その後に支払の不履行があった場合を除く。）の、いずれか早い方の日まで、本項に従って（判決の前後とも同様に）継続して利息が発生するものとする。

利息期間以外のすべての期間について、各本債券につき支払われる利息の金額は、各本債券の額面金額に、上記に記載の利率を乗じて得られた金額に、下記の算式に基づき当該期間（以下「計算期間」という。）の日数を360で除して得られた商を乗じることにより計算される（1円未満を四捨五入して計算される。）。

$$\text{日数計算} = \frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

上記の算式において、

「Y1」とは、計算期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M1」とは、計算期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D1」とは、計算期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31の場合、D1は30になる。

「D2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31であり、D1が29より大きい数字の場合、D2は30になる。

ただし、計算期間の日数は、計算期間の初日（当日を含む。）から計算期間の末日（当日を除く。）までを計算する。

### 3【償還の方法】

#### (1) 対象受益権の終値の水準による早期償還

計算代理人が、早期償還判定日において対象上場投信終値が早期償還判定水準（下記「(2) 満期における償還」に定義される。）と等しいかそれを上回ると決定した場合、その直後の利払日において、本債券は、そのすべて（一部は不可。）が、額面金額にて、かかる利払日に支払われるべき利息を付して早期償還される。

#### (2) 満期における償還

##### (イ) 満期償還

(a) 本債券が早期償還されず、また、買入消却されない限り、本債券は、2022年2月7日（以下「満期償還日」という。）に、計算代理人により以下のとおり決定される方法において、償還される。満期償還日が営業日に該当しない場合、かかる満期償還日は翌営業日（かかる翌営業日が翌月となる場合には、直前の営業日）とする。

(i) ノックイン事由が発生していない場合、額面金額50万円の各本債券につき、50万円

(ii) ノックイン事由が発生し、かつ最終価格が行使価格と等しいかまたはこれを上回る場合、額面金額50万円の各本債券につき、50万円

(iii) ノックイン事由が発生し、かつ最終価格が行使価格を下回る場合、各本債券は交付投信口数の対象受益権および／または現金調整額（もしあれば）の交付により償還される。ただし、下記規定に服する。

(b) 上記(イ)(a)(iii)に該当する場合、受渡代理人は、発行者に代わり、本債権者に対し、保管振替機構（下記「(ハ) 定義」に定義される。）を通じ、満期償還日（または満期償還日が保管振替機構営業日（下記「(ハ) 定義」に定義される。）に該当しない場合は翌保管振替機構営業日）（以下「交付期日」という。）に、交付投信口数の対象受益権を交付する。受渡代理人がその単独かつ完全な裁量により、受渡混乱事由が交付期日に発生していると決定した場合、交付投信口数の対象受益権の交付は、交付期日直後の受渡混乱事由のない日まで延期される（ただし、交付期日後8保管振替機構営業日間に受渡混乱事由が発生しない日がある場合に限る。）。交付期日後8保管振替機構営業日間のいずれの日にも受渡混乱事由が発生している場合には、(i)発行者または発行者に代わり受渡代理人は、その単独かつ完全な裁量により、当該8保管振替機構営業日目の日に、交付投信口数の対象受益権を商業的に合理的な他の方法により合理的な期間内の日において交付することができるか否かを決定し、かかる決定を計算代理人に通知し、さらに(ii)(x)交付できると決定した場合、受渡代理人は、受渡代理人が決定した方法および日時にて本債権者に対し交付投信口数の対象受益権を発行者に代わり交付し、または(y)交付できないと決定した場合、各本債券に関する交付投信口数の対象受益権の交付および現金調整額（もしあれば）の支払に代えて、発行者は、受渡代理人が計算代理人に上記(i)に基づきかかる決定を通知した日現在の(イ)(a)(iii)に基づき交付される交付投信口数の対象受益権および現金調整額（もしあれば）の公正な市場価額に等しい額から関連する当該ヘッジ契約の解除または変更につき発行者が負担した費用を差し引いた額（計算代理人がその単独かつ完全な裁量により決定する。）を、日本円で現金により支払うことにより本債券のすべてを償還する。かかる現金償還は合理的期間内の計算代理人により決定された日に行われる。

本(イ)(b)に基づく本債券の償還の日が満期償還日後に到来する場合、本債権者は本債券につき利息その他を問わず追加の支払を受けることはできず、それらに関し発行者にいかなる債務も発生しない。

(c) (イ)(a)(iii)または(イ)(b)の規定にかかわらず、ただし、下記の規定に従い、計算代理人が最終償還判定日（下記「(ハ) 定義」に定義される。）において、その単独かつ完全な裁量により、いかなる理由においても上記(イ)(a)(iii)に従い発行者が交付期日に本債権者に対し交付投信口数の対象受益権を交付することができないと決定した場合、発行者は、各本債券に関する交付投信口数の対象受益権の交付および現金調整額（もしあれば）の支払に代えて、計算代理人がその単独かつ完全な裁量により決定する、最終償還判定日現在の(イ)(a)(iii)に基づき交付されるべき交付投信口数の対象受益権および現金調整額（もしあれば）の公正な経済価値に等しい額を、日本円で現金により支払うことにより満期償還日に本債券のすべてを償還する。本債券の要項に基づき、関係事項の通知が本債権者に対し事前になされるものとする。

(d) (イ)(a)(iii)に基づき交付投信口数の対象受益権の交付を受けるために、本債権者は、確認書をユーロクリア・バンク・エス・エイ／エヌ・ヴィ（以下「ユーロクリア」という。）またはクリアストリーム・バンキング・エス・エイ・ルクセンブルク（以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）（場合による。）に対し交付するものとし、またその写しを受渡代理人に送付する。

確認書は以下に従うものとする。

(i) 本債権者の氏名および住所を明記すること。

(ii) かかる確認書の対象となる本債券の数および本債券が借記されるユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルク（場合による。）の本債権者の口座番号を明記すること。

(iii) 交付期日に本債券を本債権者の口座に借記するよう、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルク（場合による。）に対し取消不能の形で指図、授権すること。

(iv) (A) 交付投信口数の対象受益権を譲渡証書の方式により譲渡することを発行者が選択した場合、譲渡証書上に記入される者の氏名および住所、ならびに当該譲渡証書の送付先の銀行、ブローカーその他の者の名称および所在地を明記すること、または

(B) 交付投信口数の対象受益権の電子的な方法による交付により譲渡することを発行者が選択した場合、当該対象受益権の送付先の銀行、ブローカーその他の者の名称および所在地を明記すること。

(v) 本項に基づく本債券の決済のために現金による調整額を含む現金が入金される、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルク（場合による。）の本債権者の口座番号を明記すること。

(vi) 関係する行政手続または法的手続において必要な場合かかる確認書の提出を授権すること。

疑義を避けるために付言すれば、「確認書」は、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクが随時本債権者に要求するその他の様式による通知も含む。この場合、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクは、本債権者に対し、必要な通知の様式を通知し、かかる通知に含まれる情報と上記通知における情報との差異の有無についても通知する。

確認書は、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルク（場合による。）によるその受領以降は撤回することができない。当該通知の交付以後、本債権者は本債券を譲渡することができない。本債権者からの当該通知の受領以後、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルク（場合による。）は、本債権者として当該通知に記載されている者がその記録上当該本債券の所持人であることを確認する。

確認書が適切に記入されておらず、かつ交付されない場合は、当該確認書は無効として扱われることがある。本項に基づく当該通知が適切に記入され、交付されたとの判断は、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルク（場合による。）により行われ、当該決定は最終であり発行者および本債権者を拘束する。

本項の規定に従い、本債権者が確認書に明記した銀行、ブローカーその他の者に対する対象受益権の譲渡証書の交付または対象受益権の電子的な方法による交付は、本債権者のリスク負担により行われる。

(イ) (a) (iii) に基づく交付投信口数の対象受益権の交付は、上記記載の確認書が満期償還日の4営業日前の日（またはユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクがその都度指定するその他の営業日）以前に交付されている場合に限り、交付期日に、保管振替機構を通じて行われる。本債権者がかかる確認書を当該営業日以前にユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルク（場合による。）に交付しなかった場合には、譲渡証書または交付投信口数の対象受益権は、交付期日の後速やかに当該本債権者に交付され、かかる交付は当該本債権者のリスク負担により行われる。疑義を避けるために付言すれば、満期償還日後に当該交付が行われる場合にも、本債権者は、利息その他を問わずいかなる支払も受けることはできない。

(e) 発行者および受渡代理人のいずれも、本債権者または本債権者に代わり行為する銀行、ブローカーその他の者を交付投信口数の対象受益権の受益者名簿上の受益権者として記載すること、または記載せしめることに対し一切の義務を負わない。

(ロ) 潜在的調整事由、合併事由、国有化、上場廃止および支払不能の影響

(a) 計算代理人の決定する潜在的調整事由の発生に基づき、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により、当該潜在的調整事由が対象受益権の理論価値を希薄化または凝縮化する効果を有するか否かを判断し、かかる希薄化または凝縮化が生じると判断した場合には、計算代理人は(i)かかる希薄化または凝縮化を適切に反映するように、計算代理人がその単独かつ完全な裁量により決定するところに従い、当初価格、行

使価格、早期償還判定水準、ロックイン判定水準（下記「(ハ) 定義」に定義される。）、利率決定価格および／または交付投信口数ならびにその他の関連する数値を調整し、かつ(ii)当該調整の効力発生日を決定する。

(b) 対象受益権に関し合併事由が発生した場合には、計算代理人は(i)当該合併事由の本債券に対する経済的影響を反映するために適切であると計算代理人が判断する、本債券についての償還、決済、支払またはその他の条件の調整（対象受益権に係るボラティリティーの変動、予想配当もしくは予想分配金、貸株率または流動性を考慮した調整を含む。）（かかる調整は、対象受益権に関するオプションが取引されている取引所において、当該オプション取引に対して、かかる合併事由についてなされる調整を参照して決定することができるが、その義務はない。）を行い、かつ(ii)当該調整の効力発生日を決定する。または、上記に基づき、計算代理人が、商業上合理的な結果を導くかかる調整を行うことが不可能であると決定した場合、本債券は、3営業日以上20営業日以内の通知を行うことにより、計算代理人がその単独の裁量により誠実に決定する、かかる合併事由を考慮に入れた本債券の公正な経済的価値に等しい額から関連する当該ヘッジ契約の解除または変更につき発行者が負担した費用を差し引いた額で償還される。

(c) 最終償還判定日以前の日、対象受益権に関し国有化（下記「(ハ) 定義」に定義される。）、上場廃止（下記「(ハ) 定義」に定義される。）または支払不能が発生している場合、3営業日以上20営業日以内の通知を行うことにより、本債券は、計算代理人がその単独の裁量により誠実に決定する、かかる国有化、上場廃止または支払不能を考慮に入れた本債券の公正な経済的価値に等しい額から関連する当該ヘッジ契約の解除または変更につき発行者が負担した費用を差し引いた額を支払うことにより償還される。

(d) 計算代理人は、可及的速やかに、本(ロ)に基づき行われるあらゆる決定および／または調整の詳細を発行者、財務代理人および受渡代理人に通知する。当該詳細についての本債権者に対する通知は財務代理人により本債券の要項に従って行われる。

#### (ハ) 定義

「受渡混乱事由」とは、

受渡代理人および／または発行者が管理できない事由（本債券をヘッジするために発行者が締結したヘッジ契約の相手方当事者が交付を行わない場合を含むが、それに限らない。）で、その結果、受渡代理人および／または発行者が各本債券に関し、本債権者に対する交付投信口数の対象受益権の交付を確保できなくさせるものをいう。

「受渡代理人」とは、

ノムラ・インターナショナル・ピーエルシーをいい、その承継者または場合によりその代理人を含むものとする。受渡代理人は、発行者と受渡代理人との間で締結された受渡代理契約に基づき、発行者の代理人としてのみ行動し、本債権者の代理人または受託者としての義務もしくは関係を引受けるものではない。

「確定投信口数」とは、

対象受益権につき、以下の計算式に従い計算代理人によって計算される各本債券に対する投信口数をいう。ただし、小数第6位を四捨五入する。

(額面金額÷行使価格)

「合併事由」とは、	<p>対象受益権につき、(i)発行済の対象受益権の全部を他の投資信託、法人もしくは個人へ譲渡することになる、または譲渡を取消不能の形で確約することになる対象受益権の種類変更、その他の変更(対象受益権の基準通貨の変更を含む。)、(ii)対象上場投信と他の投資信託等との併合もしくは拘束力のある投資口交換(対象上場投信が存続投資信託となる併合で、発行済の対象受益権のすべての種類変更、その他の変更をもたらさないものを除く。)、(iii)投資信託、法人または個人が発行済の対象受益権の100%を買入れもしくは取得することにより、対象受益権の全部もしくは一部(買付人が所有または支配する対象受益権を除く。)を譲渡することとなる、もしくは譲渡を取消不能の形で確約することとなる対象受益権の買収申入、交換申込、勧誘、提案もしくはその他の事由または(iv)対象上場投信と他の投資信託等との併合もしくは拘束力のある投資口交換で対象上場投信が存続投資信託となり、結果として発行済の対象受益権のすべての種類変更、その他の変更をもたらさないものであるが、当該事由の発生前の発行済の対象受益権(当該投資信託等が所有または支配する対象受益権を除く。)が包括して当該事由発生後の発行済の対象受益権の50%未満を表章することとなるもののいずれかの事由をいい、いずれの場合も合併日(以下に定義される。)が最終償還判定日以前の場合に限る。</p>
「合併日」とは、	<p>合併事由に関し、対象受益権(買収申入の場合には、買付人により所有または支配されている対象受益権を除く。)の種類変更その他の変更もしくは対象受益権の買収申入により所有する対象受益権の譲渡に全所有者が合意した日もしくは取消不能の形で譲渡しなければならなくなった日、または併合、売却もしくは譲渡の日時が受益者に承認のために提示された日、または併合、売却もしくは譲渡の効力発生が予定される日のいずれか早い日をいう。</p>
「観察期間」とは、	<p>当初価格決定日(以下に定義される。)から最終償還判定日までの期間をいう。</p>
「計算代理人」とは、	<p>ノムラ・インターナショナル・ピーエルシーをいい、その承継者または場合によりその代理人を含むものとする。</p>
「現金調整額」とは、	<p>対象受益権につき、以下の計算式に基づき計算代理人によって計算される額面金額に対する日本円の現金額(1円未満を四捨五入)をいう。</p> $(確定投信口数 - 交付投信口数) \times 最終価格$
「行使価格」とは、	<p>対象受益権につき、当初価格の100.00%に相当する金額をいう(ただし、小数第3位を四捨五入。)</p>
「交付投信口数」とは、	<p>確定投信口数以下で、単元口数の最大整数倍の対象受益権の数をいう。</p>

「国有化」とは、	対象受益権につき、対象受益権の全部または対象上場投信の資産の全部もしくは実質的に全部が国有化され、公用徴収され、またはその他の態様により政府機関、行政当局もしくは政府団体に強制的に譲渡されることをいう。
「混乱事由発生日」とは、	本取引所（以下に定義される。）がその通常取引セッションの間に取引を行うことができない、または市場混乱事由（以下に定義される。）が生じている予定取引日（以下に定義される。）をいう。
「最終価格」とは、	最終償還判定日の対象上場投信終値をいう。
「最終償還判定日」とは、	満期償還日の直前の判定日（以下に定義される。）をいう。
「市場混乱事由」とは、	計算代理人が単独かつ完全な裁量により取引混乱事由（以下に定義される。）、取引所混乱事由（以下に定義される。）または早期終了（以下に定義される。）が発生もしくは存在していると決定し、かつ、かかる場合において、計算代理人が当該取引混乱事由、取引所混乱事由および早期終了が重大であると決定した場合の当該取引混乱事由、取引所混乱事由および早期終了の発生または存在をいう。 「取引混乱事由」とは、いずれかの日において本取引所の取引終了直前の1時間の間に（本取引所その他が許容する制限を超える価格の変動その他を理由とするか否かを問わず）本取引所における対象受益権の取引に関して、本取引所等による取引の停止（本取引所が特別気配を公表した場合を含む。）もしくは当該取引に課せられた制限が発生または存在することをいう。 「取引所混乱事由」とは、いずれかの日において本取引所の取引終了直前の1時間の間に、市場参加者が一般的に本取引所における対象受益権の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失い、もしくは毀損する事由（早期終了を除く。）（計算代理人により決定される。）をいう。 「早期終了」とは、取引所営業日（以下に定義される。）において予定終了時刻（以下に定義される。）前に本取引所が取引を終了することをいう。ただし、かかる早期終了時刻について、（i）当該取引所営業日の本取引所における通常取引セッションの実際の終了時刻と（ii）当該取引所営業日の終了時刻における執行のために本取引所のシステムに入れられる注文の提出締切り時刻のいずれか早い方から少なくとも1時間前までに本取引所がかかる早期の終了を発表している場合を除く。
「支払不能」とは、	対象上場投信の任意もしくは強制的解散、清算もしくは支払不能または対象上場投信に影響を与える類似の手続により、（i）対象受益権全部について管財人、清算人もしくはこれらと同様の者に対する譲渡が強制された場合、または（ii）対象受益権を保有する者がかかる受益権の譲渡を法律上禁じられた場合をいう。

「上場廃止」とは、	対象受益権が本取引所において（合併事由以外の）何らかの理由により上場または取引されないこととなり、または将来的にされなくなり、それと同時に、日本国に所在する取引所もしくは相場表示システムにすぐには再上場または再取引されない旨を本取引所が、本取引所の規則に従い発表することをいう。
「潜在的調整事由」とは、	<p>対象受益権につき、以下のいずれかの事由をいう。</p> <p>(i) 対象受益権の分割、併合もしくは種類変更（ただし、結果として合併事由の発生となる場合を除く。）。疑義を避けるために付言すれば、分割もしくは併合、またはボーナス、資本組入れもしくは類似の目的のための対象受益権の現存受益権者に対する無償分配または配当を含む。</p> <p>(ii) 対象受益権の現存受益権者に対する(a)かかる対象受益権の分配、発行もしくは配当、(b)対象受益権の受益権者に対する支払と等しくもしくは当該支払に比例して、対象上場投信の分配、配当および／もしくは残余財産の支払を受ける権利を付与するその他の受益権もしくは有価証券の分配、発行もしくは配当、(c)分割または他の同様の取引により対象上場投信が取得もしくは保有する（直接的か間接的かを問わない。）他の投資信託の受益権もしくはその他の有価証券の分配、発行もしくは配当、または(d)その他の有価証券もしくは権利もしくはその他の資産の分配、発行もしくは配当であって、いずれの場合においてもそれらの対価（金銭かどうかを問わない。）が計算代理人の決定する実勢の市場価格を下回る場合。</p> <p>(iii) 計算代理人の決定する特別配当または特別分配金。</p> <p>(iv) 対象上場投信による全額払込済みでない対象受益権の払込請求。</p> <p>(v) その原資が利益からまたは資本からによるか、および買戻しの対価が金銭、有価証券その他であるかを問わない、対象上場投信による対象受益権の買戻し。</p> <p>(vi) 上記(i)ないし(v)以外で、計算代理人の判断において、対象受益権の理論価値を希薄化または凝縮化する効果を有するその他同様の事由。</p>
「早期償還判定水準」とは、	対象受益権につき、当初価格の110.00%に相当する金額をいう（ただし、小数第3位を四捨五入。）。
「早期償還判定日」とは、	最終償還判定日を除く判定日をいう。
「対象受益権」とは、	対象上場投信の受益権をいい、上記「3 償還の方法 (2) 満期における償還 (ロ) 潜在的調整事由、合併事由、国有化、上場廃止および支払不能の影響」記載の調整の条項に服する。
「対象上場投信」とは、	NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信（証券コード：1570）をいう。

「対象上場投信終値」とは、	対象受益権につき、計算代理人により決定される、当該日の評価時刻（以下に定義される。）における本取引所において表示される公式な終値をいう。
「単元口数」とは、	対象受益権につき、1口の単元口数をいう。ただし、単元口数の変更に従う。
「当初価格」とは、	計算代理人がその単独の裁量で決定する、当初価格決定日の対象上場投信終値をいう。
「当初価格決定日」とは、	2020年2月7日をいう。2020年2月7日が予定取引日ではない、または、混乱事由発生日である場合、当初価格決定日はその直後の混乱事由発生日ではない予定取引日とする。ただし、2020年2月7日の直後の2予定取引日のいずれかの日が混乱事由発生日でない場合に限る。当該直後の2予定取引日のすべての日が混乱事由発生日である場合、かかる日が混乱事由発生日であることにかかわらず、当該2予定取引日目の日を当初価格決定日とみなし、計算代理人はその単独かつ完全な裁量により適切であるとみなす情報源を参照して当初価格を決定する。
「取引所営業日」とは、	本取引所における取引が予定終了時刻よりも早く終了するか否かにかかわらず、本取引所においてその通常取引セッションの間に取引が行われる予定取引日をいう。
「ロックイン事由」とは、	計算代理人がその単独かつ完全な裁量により、観察期間中の混乱事由発生日ではない予定取引日に、対象上場投信終値が一度でもロックイン判定水準と等しいかまたはそれを下回ったと決定した場合に発生したものとみなされる事由をいう。
「ロックイン判定水準」とは、	対象受益権につき、当初価格の65.00%に相当する金額をいう（ただし、小数第3位を四捨五入）。
「判定日」とは、	各利払日につき、当該利払日の5予定取引日前の日をいう。判定日が混乱事由発生日である場合は、かかる判定日は、その直後の混乱事由発生日でない予定取引日とする。ただし、当初予定されていた判定日の直後の2予定取引日のいずれかの日が混乱事由発生日でない場合に限る。当該直後の2予定取引日のすべての日が混乱事由発生日である場合、かかる日が混乱事由発生日であることにかかわらず、(i)当該2予定取引日目の日を判定日とみなし、(ii)計算代理人はその単独かつ完全な裁量により適切であるとみなす情報源を参照して当該2予定取引日目の日の対象上場投信終値を決定する。
「評価時刻」とは、	本取引所の予定終了時刻をいう。本取引所が予定終了時刻より早く終了する場合には、評価時刻は、本取引所が実際に終了する時刻とする。

「保管振替機構」とは、	対象受益権の受渡に関し、対象受益権の取引につき通常決済する主要な国内の保管振替機構（本書日付現在、株式会社証券保管振替機構（JASDEC））またはその承継者をいう。
「保管振替機構営業日」とは、	保管振替機構が決済指示の受付および執行のために営業している日（または受渡混乱事由の発生がなければそうであった日）をいう。
「本取引所」とは、	東京証券取引所もしくはその承継者または対象受益権の取引が臨時に場所を移して行われている代替の取引所もしくは相場表示システム（ただし、計算代理人が、かかる臨時の代替の取引所または相場表示システムにおいて、当該対象受益権に関して元の取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。）をいう。
「予定終了時刻」とは、	本取引所および予定取引日に関し、当該予定取引日における本取引所の週日の予定された終了時刻をいう。時間外または通常取引セッション外の他の取引は考慮しない。
「予定取引日」とは、	本取引所がその通常取引セッションのために取引を行う予定の日をいう。
「利率決定日」とは、	各変動利払日の直前の判定日をいう。
「利率決定価格」とは、	対象受益権につき、その当初価格の85.00%をいう（ただし、小数第3位を四捨五入。）。

#### 拘束力を有する計算

計算代理人は、発行者と計算代理人との間の計算代理人契約（以下「計算代理契約」という。）に従い、本債券に基づき支払われる一定の金額に関する計算および本書により詳細に明記されている一定の事項に関する決定をその単独の裁量により行うために計算代理人に任命された。計算代理人による決定のために付与され、表明され、示され、または取得された証明書、交信、意見書、判定、計算、相場および決定は、明白な誤謬がある場合を除き、発行者、財務代理人、その他の支払代理人（下記「4 元利金支払場所」に定義される。）および本債権者を拘束し、また、明白な誤謬のある場合を除き、計算代理人は、その規定に従ってなしたその権限、義務および裁量権の履行および行使に関して、本債権者に対して何らの義務を負わない。計算代理人による通知は、計算代理契約に従ってなされた場合になされたものとみなされる。

#### 免責

日経平均レバレッジ・インデックスは、株式会社日本経済新聞社（以下「スポンサー」という。）の知的財産権である。「日経平均」、「日経平均株価」および「日経225」は、スポンサーのサービスマークである。スポンサーは、著作権を含め、日経平均レバレッジ・インデックスに関する全ての権利を有している。

本債券は、スポンサーにより後援され、推奨され、または販売促進されているものではない。スポンサーは、日経平均レバレッジ・インデックスの使用に関し取得した結果、または特定の日またはその他の日における日経平均レバレッジ・インデックスを根拠にした数値を明示的、黙示的とを問わず、それらを表明または保証を行わない。日経平均レバレッジ・インデックスは、スポンサーのみにより編集および計算される。ただし、スポンサーは、過失もしくはその他を問わず、いかなる人に対しても、日経平均レバレッジ・インデックスのいかなる誤りについて

も責任を負わず、発行者または本債権者に対し、日経平均レバレッジ・インデックスについての誤りを通知する義務を負わない。

さらに、スポンサーは、日経平均レバレッジ・インデックスの計算に使用される方法の修正または変更に関し、何ら保証をせず、また日経平均レバレッジ・インデックスの計算、公表および普及を継続して行う義務を負わない。

発行者、計算代理人もしくはいずれの支払代理人も日経平均レバレッジ・インデックスまたは承継指数の計算、維持または公表に対し、責任を受諾するものではない。

### 対象上場投信の終値の過去の推移

下記の表は、2016年から2019年までの各年および2019年2月から2020年1月までの各月の対象上場投信の取引所における終値の最高値と最安値を表したものである。下記の表においては、対象上場投信の呼値の単位にかかわらず、価格は小数第1位まで示している。ただし、かかる期間において対象上場投信について合併などの事由が生じている場合、または対象受益権について分割もしくは併合が行われている場合などには、効力発生前の価格は当該事由を考慮して調整された値で表記されている場合がある。これは、投資家に対する参考のために対象上場投信についての公に入手可能な情報を提供するという目的のために記載するものであり、この対象上場投信の終値の過去の推移は、将来の動向を示唆するものではなく、本債券の時価を示すものでもない。また、過去の下記の期間において対象上場投信の終値が下記のように変動したことによって、対象上場投信の価格が本債券の存続期間中に同様に推移することも示唆するものではない。

＜NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信の終値の過去推移＞

価格（単位：円、2016年から2019年までの年次および2019年2月から2020年1月の月次）

年	最高値（円）	最安値（円）	年	最高値（円）	最安値（円）
2016年	15,080.0	8,860.0	2018年	23,780.0	14,480.0
2017年	21,190.0	13,410.0	2019年	23,170.0	15,060.0
年 月	最高値（円）	最安値（円）	年 月	最高値（円）	最安値（円）
2019年 2月	18,340.0	16,300.0	2019年 8月	18,390.0	16,260.0
2019年 3月	18,790.0	17,230.0	2019年 9月	19,380.0	16,840.0
2019年 4月	19,870.0	18,450.0	2019年10月	21,140.0	18,280.0
2019年 5月	19,150.0	16,850.0	2019年11月	22,180.0	20,900.0
2019年 6月	18,290.0	16,520.0	2019年12月	23,170.0	21,370.0
2019年 7月	18,810.0	17,560.0	2020年 1月	23,180.0	21,510.0

出典：ブルームバーグ L P

（注）ただし、2020年1月は1月21日まで。2020年1月21日の東京証券取引所におけるNEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信の終値は22,720.0円であった。

### (3) 税制変更による期限前償還

- (i) フィンランド共和国（以下「フィンランド」という。）、その下部行政区画、その課税当局もしくは課税機関の法令もしくは規制の改正、またはかかる法令もしくは規制の解釈もしくは運用の変更が本債券の発行日以降に生じたことにより、本債券の次の支払に際して発行者が下記「8 課税上の取扱い (1) フィンランド共和国の租税」に定める追加額を支払うことを要する場合、
- (ii) 上記の事態が発生している旨と、それを招来した事由を記載した発行者の権限を有する者1名が適式に署名した証明書、およびかかる事態が発生している旨の定評ある独立の法律顧問の意見書を発行者が財務代理

人に交付することにより、かかる事態が証された場合、発行者はその裁量により、下記「10 公告の方法」に従い本債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知（変動利率で利息が付される債券の場合は、利息が支払われる日に終了する30日以上60日以内の通知）（取消不能とする。）を行うことにより、以下のいずれかを選択することができる。

- (a) 早期償還額（租税）（以下に定義される。）（当該償還日までの経過利息（もしあれば）が含まれる。）にて未償還債券の全部（一部は不可）を償還すること（ただし、かかる償還通知は、仮にある日に本債券の支払期日が到来したならば発行者が当該追加額を支払うことを要することになる最初の日の90日より前に、行うことはできない。（ただし、変動利率で利息が付される債券の場合を除く。））。
- (b) 本債券の期日における不払いがない場合に限り本債権者の同意を得ることなく、当該時点で未払いのすべての本債券に関するいっさいの支払を期日どおりにかつ適式に行う義務、ならびに本債券、債券発行プログラムに関連する財務代理人契約証書（以下「財務代理人契約」という。かかる表現には、この契約についての修正および追加を含む。）および発行者が債券発行プログラムに関連して作成、交付した誓約書（以下「誓約書」という。）に基づく発行者のその他いっさいの債務を、発行者に代えて「関連者」（以下に定義される。）に引き受けさせること。

「早期償還額（租税）」とは、早期償還の直前の本債券の公正市場価格として計算代理人によりその単独かつ完全な裁量で決定された円建ての金額（ただし、裏付となる、および／または関係する、ヘッジおよび資金調達取決め（本債券に基づく発行者の義務をヘッジする株式オプションを含むがこれらに限られない。）の清算のための合理的な経費および費用を完全に考慮して調整した金額）である。

「関連者」とは、保証者により直接もしくは間接に支配される法主体、発行者を直接もしくは間接に支配する法主体または発行者と共通の支配下にある法主体を意味する。また、発行者または法主体を「支配」するとは、発行者またはかかる法主体の過半数の議決権を保有することを意味する。

#### (4) 買入

発行者はいつでも、公開市場その他の市場でいかなる価格でも本債券（確定債券の場合には当該債券に付された支払期日未到来の利札すべてがともに買入れられるものとする。）を買入れることができる。

#### (5) 消却

償還され、または上記に従い買入れられた償還期限未到来のすべての本債券（確定債券の場合には本債券に添付されまたは本債券とともに引渡されもしくは買入れられた期限未到来の利札を含む。）は、消却、再発行または転売することができる。

### 4【元利金支払場所】

本債券の元利金支払代理人（以下「支払代理人」という。）および本債券の元利金の支払場所は以下のとおりである。

シティバンク・エヌ・エイ、ロンドン支店 (Citibank, N.A., London Branch)

連合王国 ロンドン E14 5LB カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター  
(Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB, United Kingdom)

シティバンク・ヨーロッパ・ピーエルシー  
(Citibank Europe plc)

アイルランド ダブリン 1、ノース・ウォール・キー 1  
(1 North Wall Quay, Dublin 1, Ireland)

本債券に関する支払は、東京所在の銀行に支払受領者が有する口座への送金またはかかる銀行宛の小切手の振出しにより行われ、いずれの場合も、適用される財政その他の法令・規則に従う（ただし、下記「8 課税上の取扱い（1）フィンランド共和国の租税」に定める規定が妨げられることはない。）。

## 5【担保又は保証に関する事項】

(1) 本債券は、発行者の無担保の非劣後債務であり、本債券間で互いに優先することなく、発行者の現在および将来のその他すべての無担保かつ非劣後の債務と（支払不能の場合には債権者の権利に関するフィンランド法上認められる限度にて）同順位とする。

(2) 保証者は、本債権者のために債券発行プログラムに関連する保証状（その時々の修正および／または補足および／または改訂を含む。以下「保証状」という。）を作成、交付している。保証状に基づき、保証者は本債券上発行者が支払うべきすべての金員の適時かつ適式の支払を無条件かつ取消不能の形で保証している。

保証状に基づく保証者の債務は、保証者の直接かつ無担保債務であり、保証者の現在および将来のその他すべての無担保かつ非劣後の債務と（支払不能の場合には債権者の権利に関するフィンランド法上認められる限度にて）同順位とする。

(3) 本債券が未償還である限り、発行者は、自らの「債務」（以下に定義される。）または発行者による第三者の「債務」に対する保証を担保するため、発行者の現在または将来の財産、資産または収入に対する「担保権」（以下に定義される。）を設定しない。ただし、かかる担保設定と同時にまたはその前に、かかる「担保権」が本債券に基づくいっさいの支払債務を同等の順位および比率で担保するために必要ないっさいの行為を発行者が行う場合はこの限りではない。また、発行者のために保証者が行う保証に関して発行者が保証者に対して負担する債務を担保するために発行者が保証者に提供する担保については、本項でいう「債務」に対する「担保権」の設定から除外する。

上記の「担保権」とは、抵当権、先取特権（法律の定めにより発生するものを除く。）、質権、負担その他の担保権を意味する。

上記の「債務」とは、ボンド、ノート、ディベンチャーもしくはその他の証券（当初、私募により販売されたかどうかを問わない。）の形態による、またはそれらにより表章される現在および将来の負債で、証券取引所、店頭市場その他認められた証券市場において値付けされ、上場されまたは通常取引されるか、されうるか、またはそのように意図されたもの（その発行要項上、かかる値付け、上場、取引を明示的に妨げている場合には、値付けされ、上場されまたは通常取引されうるものとはみなされない。）を意味する。

## 6【債券の管理会社の職務】

該当なし。

財務代理人の職務は以下のとおりである。

発行者は、支払期日が到来した本債券に関する元金または利息を支払うために、財務代理人に対してかかる支払期日前に、本債券に関してその時点で支払われるべき元金または利息に相当する金額を適用のある通貨で支払う。

支払代理人が財務代理人契約に従い支払を行った場合、発行者が前段落の義務を遵守することを条件として、かつ、その限度において、財務代理人は、支払代理人に対し、財務代理人が前段落の記載に基づき受領した資金から、当該支払代理人により支払われた金額を支払う。

また、上記「3 償還の方法（3）税制変更による期限前償還」に記載の証明書および法律意見書を発行者から受領するほか、本債券の要項および財務代理人契約により課されるいっさいの業務を履行する。

## 7【債権者集会に関する事項】

債権者集会に関する規定は財務代理人契約に規定されている。

発行者および保証者は（共同して）いつでも、特別決議による本債券の要項の修正を含めた本債権者の利益に影響を及ぼす事項を決する債権者集会を招集することができ、また本債券のその時点の元本残高の10分の1以上を有する本債権者の書面による要求があれば、債権者集会を招集しなければならない。

特別決議事項を審議するための債権者集会の定足数は、本債券のその時点の元本残高の過半数を代表または保有する2名以上とする。ただし、特別決議によってのみ変更可能な本債券の一定の要項の変更（とりわけ、本債券の元本もしくは利息支払額もしくは利率の変更、償還日もしくは満期償還日における支払額の計算方法の変更または支払期日の変更に関するもの）を議題に含む債権者集会の定足数は、本債券のその時点の元本残高の4分の3以上を代表または保有する2名以上とする。定足数が足りないために開催された延会後の債権者集会においては、定足数は本債券のその時点の元本残高の過半数を代表または保有する2名以上とする。

債権者集会において可決された特別決議は、出席の有無にかかわらず、すべての本債権者および利札の所持人を拘束する。

## 8【課税上の取扱い】

### (1) フィンランド共和国の租税

本債券の元金、償還金額等に関するいっさいの支払は、フィンランドによりもしくはフィンランドのために、またはフィンランドの下部行政区画、課税当局もしくは課税機関によりもしくはそのために、現在または将来賦課されるいっさいの種類の公租公課を源泉徴収または控除されることなく行われる。ただし、法律により、かかる公租公課の源泉徴収または控除が要求される場合はこの限りではない。かかる場合、発行者または（場合により）保証者は、かかる源泉徴収または控除後の本債権者または利札の所持人による純受領金額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本債権者または利札の所持人が受領することとなる金額と等しくなるために必要な追加額を支払う。ただし、以下のいずれかの場合においては、本債券または利札に関しての追加額は支払われないものとする。

- (i) 本債券または利札を単に保有していること以外に、フィンランドと関連性を有することを理由として、本債券または利札に関して公租公課が課される所持人により、またはかかる所持人のために、支払のために呈示される場合。
- (ii) 関連日（以下に定義される。）から30日以上経過後に支払のために呈示される場合。ただし、本債権者または利札の所持人がかかる30日の期間の終了時に支払のために本債券または利札を呈示すれば得られたであろう追加額については、それを限度として支払われる。

本債権者、実質的所有者または発行者もしくは（場合により）保証者の代理人ではない仲介者がFATCA源泉徴収（以下に定義される。）を免除された支払を受けることができない場合、発行者または（場合により）保証者は、合衆国内国歳入法第1471条から第1474条までの規則（もしくは改正後の規定もしくは承継する規定）により要求される金額につき、政府間協定に基づく金額につき、これらの規定に関連して他の法域で導入する法律に基づく金額につき、または合衆国内国歳入庁との間の契約に基づく金額につき、源泉徴収または控除を行うことが認められている（以下「FATCA源泉徴収」という。）。発行者または（場合により）保証者は、発行者もしくは保証者、いずれかの代理人もしくは他の関係者により控除もしくは源泉徴収されたかかるFATCA源泉徴収に関し追加額を支払う義務または投資家を補償する義務を負わない。

「関連日」とは、いっさいの支払に関して期日が最初に到来する日、または財務代理人がかかる期日以前に支払われるべき金員を全額受領しなかった場合には、かかる金員を全額受領し、かつ、下記「10 公告の方法」に従いその旨の通知が本債権者に対して適式になされた最初の日を指す。

(2) 日本国の租税

以下は本債券に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本国の税法」という。）上、本債券は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本国の税法上、本債券が公社債として取り扱われなかった場合には、本債券に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本国の税法上、本債券のように、債券の償還時において、債券が対象受益権に交換されるものに関して、その取扱いを明確に規定したものはない。将来、日本の税務当局が対象受益権のような上場投信の受益権に交換される債券に関する取扱いを新たに決めたり、あるいは日本の税務当局が日本国の税法について異なる解釈をし、その結果本債券に対して投資した者の課税上の取扱いが、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

(i) 本債券は、特定口座において取り扱うことができる。

(ii) 本債券の利息は、一般的に利息として取扱われるものと考えられる。日本国の居住者が支払を受ける本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上20.315%（所得税、復興特別所得税および住民税の合計）の源泉所得税を課される。さらに、日本国の居住者は、申告不要制度または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20.315%（所得税、復興特別所得税および住民税の合計）の税率が適用される。日本国の内国法人が支払を受ける本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上15.315%（所得税および復興特別所得税の合計）の源泉所得税を課される。当該利息は当該法人の課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

(iii) 本債券の譲渡または償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益または償還差益は、20.315%（所得税、復興特別所得税および住民税の合計）の税率による申告分離課税の対象となる。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本債券の譲渡または償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益または償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。

本債券の償還が発行者以外の者の発行する上場投信の受益権によってなされる場合、日本国の居住者が本債券の元金の償還により交付を受ける金額（償還の日における当該上場投信の受益権の終値に交付される上場投信の受益権の数を乗じて計算される金額。その他に対価が現金で支払われる場合にはこれを加えた金額。）は本債券の譲渡に係る収入金額とみなされて、償還差損益に係る課税がなされる。内国法人の場合には、当該償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成するが、組込デリバティブ部分を区分した場合の償還差損益の算出方法は日本国の居住者に帰属する場合の算出方法とは異なる可能性がある。

(iv) 日本国の居住者は、本債券の利息、譲渡損益および償還差損益について、一定の条件で、他の債券や上場株式等の譲渡所得、利子所得および配当所得と損益通算および繰越控除を行うことができる。

(v) 外国法人の発行する債券から生ずる利息および償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本債券に係る利息および償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本債券の譲渡により生ずる所得で日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

(vi) 本債券の償還が発行者以外の者の発行する上場投信の受益権によってなされる場合、租税特別措置法（所得税関係）通達により、償還の日における当該上場投信の受益権の終値が当該上場投信の受益権の取得価額となる。

## 9 【準拠法及び管轄裁判所】

- (1) 本債券、財務代理人契約、保証者の保証、誓約書およびこれらに起因または関連するすべての非契約義務は、イングランド法に準拠する。
- (2) 発行者は、本債権者の利益のために、イングランドの裁判所が本債券に起因または関連して生じる紛争（本債券に起因または関連して生じる、契約で合意されない義務を含む。）（以下「紛争」という。）を解決するための専属的な管轄権を有することに合意している。
- (3) 発行者はイングランドの裁判所が紛争を解決するための最も適切で便宜な裁判所であり、したがって発行者はその他の裁判所がより適切で便宜であると主張しないことに合意している。
- (4) 上記(2)は、本債権者の利益のためのみの定めである。したがって、本項の定めは、本債権者が紛争に関する手続（以下「司法手続」という。）を管轄権のあるその他の裁判所でとることを何ら妨げるものではない。法律が許容する範囲において、本債権者は複数の管轄地において同時に司法手続をとることができる。
- (5) 発行者は司法手続を開始させる書類および司法手続に関連し送達が要求される他の書類につき、ロンドン、SW1Y 4LB、セントジェームズ・スクエア、11-12、3階、スイート1 (Suite 1, 3rd Floor, 11-12 St. James' s Square, London SW1Y 4LB) に所在するヴィストラ・トラスト・カンパニー・リミテッド (Vistra Trust Company Limited) または2006年会社法に従い訴状の送達ができるグレートブリテンにおける発行者のその他の住所に交付されることによって発行者に送達されうることに合意している。かかる者の発行者の訴状の送達を受ける者としての選任が有効ではない、または効力が停止する場合には、発行者は、発行者または財務代理人の指定事務所に交付される発行者宛ての書面によるいずれかの本債権者の請求により、発行者のために訴状の送達を受ける追加の者をイングランドにおいて選任する。かかる選任が15日以内に行われない場合には、本債権者は、発行者または財務代理人の指定事務所に交付される発行者宛ての書面による通知により、かかる者を選任する権限を有する。本項の定めは、法律が許容するその他の方法で訴状を送達する本債権者の権利に何ら影響を与えるものではない。本項は、イングランドにおける手続ならびにその他の場所における司法手続にも適用される。
- (6) 発行者は司法手続に関して、司法手続でなされた命令または判決による財産（発行者が使用または使用を予定しているかにかかわらず。）に対する取得、執行、強制執行（これらに限らない。）を含む司法手続に関連した書類の発行または救済の付与に対して一般に同意している。
- (7) 発行者が、いずれかの管轄地において発行者自身、その資産またはその収入に対する訴訟、強制執行、差押え（強制執行の補助、判決前の保全その他を問わない。）またはその他の法的手続からの免責を主張することができ、かつかかる免責（主張されているか否かを問わない。）がかかる管轄地において発行者自身、その資産またはその収入に帰因しうる場合、かかる管轄地の法律が最大限許容する範囲内で、発行者はかかる免責を主張せず、取消不能の形で放棄することに同意している。

## 10 【公告の方法】

ロンドンにおいて一般に頒布されている主要日刊紙（フィナンシャル・タイムズ (Financial Times) を予定）に掲載された場合、かかる掲載が実際的でないときはヨーロッパにおいて一般に頒布されているその他の英文の主要日刊紙に掲載された場合、または本債券が仮大券もしくは恒久大券で表章されているときは、下記「11 その他 (2)」に記載されたユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルクおよびその他関連決済機関にその記録上の当該大券の持分保有者に連絡すべく通知を交付した場合、本債権者に対する通知は有効に行われたものとみなされる。上記のように行われた通知は、かかる掲載日に（または複数回掲載された場合には、最初の掲載日に）、またはかかる交付の日に、有効に行われたものとみなされる。

上記に従い本債権者に対して行われた通知は、利札の所持人に対しても有効になされたものとする。

## 11【その他】

- (1) 下記に掲げる事由または事態（それぞれ以下「不履行事由」という。）は本債券の期限の利益喪失事由である。
- (i) 発行者が支払期日が到来した本債券に関するいずれかの支払を、支払期日から10日を超えて怠った場合。
  - (ii) 発行者または保証者が本債券に基づきまたは本債券に関連して発行者または保証者を拘束するその他の義務、条件または規定の履行または遵守を怠り、かつ当該不履行の治癒を発行者または（場合により）保証者に要求する旨の財務代理人に対する当該時点で未払いの本債券を保有する本債権者の書面による通知が最初になされた日から90日間当該不履行が継続している場合。
  - (iii) 発行者もしくは保証者のいずれかの借入金債務が債務不履行を理由に定められた期限に先立って返済すべきことになる場合、かかる借入金債務のいずれかが期日もしくは適用ある猶予期間満了までに支払われない場合、発行者もしくは保証者のいずれかが借入金債務のために設定した担保権が実行可能となる場合、または発行者もしくは保証者のいずれかが第三者の借入金債務（総額が50,000,000ユーロ（その他の通貨の場合は50,000,000ユーロ相当）以上のもの）に関して付与した保証もしくは補償が期日に支払われない場合。
  - (iv) 発行者もしくは保証者が破産もしくは支払不能の宣告を受けた場合、発行者もしくは保証者が支払を停止した場合、発行者、保証者もしくはその資産の相当な部分に関する倒産手続に関して、管財人、受託者その他類似の管理者の選任もしくは債権者との法定和議手続を開始する命令、行為が裁判所もしくは行政機関によりなされ、もしくは発行者もしくは保証者がかかる選任もしくは手続の申立てを決議した場合、または発行者もしくは保証者が解散もしくは清算した場合。
  - (v) 保証者の保証が完全な効力を消失した場合、または保証者の保証が完全な効力を有しない旨保証者が主張する場合。

本債券に関し不履行事由が発生した場合、各本債権者は発行者に宛てた書面による通知を行うことにより、当該各本債券および未払経過利息は直ちに期限が到来し支払われるべき旨を宣告することができ、その場合には、発行者がその通知を受領する前にすべての不履行事由が治癒されていない限り、呈示、要求、異議またはその他あらゆる種類の通知（本債券のこれに相反する条件にかかわらずこれらすべてを発行者は明示的に放棄する。）を必要とせず、直ちに当該各本債券は額面金額に未払経過利息を付して償還される。

- (2) 本債券の各発行は当初、仮大券により表章されるものとし、仮大券は発行日頃にユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクの預託機関または共通預託機関に預託される。

仮大券の発行日から40日後の日以降、米国財務省規則によって要求される実質的所有者に関する証明書（大要仮大券に記載されている様式または関連決済機関が一般に使用する様式によるもの）が受領されていることを前提として、仮大券は恒久大券と交換しうる。

本債券が仮大券により表章されている場合において、当該本債券の利払日が到来した場合、利払いは、上記の実質的所有者に関する証明書がユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルク、その他関連決済機関に受領された場合に限り行われるものとする。恒久大券に関する支払は、証明書を要求することなく、ユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルク、その他関連決済機関を通じて行われる。

恒久大券は、恒久大券に定める一定の場合を除き、かかる恒久大券の所持人の選択により確定債券と交換されることはない。また、かかる選択は、取引単位金額が本債券の額面金額の整数倍でない場合には適用されない。また、最低額面金額が、100,000ユーロに1,000ユーロ（もしくは他の通貨による相当額）を加算した額であるか、または100,000ユーロ未満のその他の整数倍である場合は、45日前の通知によりまたはいつでも確定債券との交換を請求できるという恒久大券の所持人の選択は、適用されない。ただし、恒久大券は、本債券が期限の利益を喪失し直ちに償還されなければならない場合またはユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルクもしくはその他関連決済機関が14日間（公休日を除く。）連続して業務を停止し、もしくは永久に業務を停止する旨発表した場合には、確定債券と交換される。

- (3) 本債券の償還において支払期日が到来した金員（経過利息を含む。）の支払は、いずれかの支払代理人の指定事務所における当該本債券の呈示および提出（支払金員が不足し全額の支払がなされないときは提出を要しない。）と引換えに行われる。

本債券に関する利息の支払は以下のとおり行われる。

- (i) 仮大券または恒久大券の場合は、合衆国外のいずれかの支払代理人の指定事務所において仮大券または恒久大券の呈示と引換えに行われ、仮大券の場合には要求されている証明書の提出を要する。
- (ii) 当初の交付時に利札を付すことなく交付された確定債券の場合は、合衆国外のいずれかの支払代理人の指定事務所において当該確定債券の呈示と引換えに行われる。
- (iii) 当初の交付時に利札を付して交付された確定債券の場合は、当該利札の提出、または利息の支払に予定された日以外の利息の場合には確定債券の呈示と引換えに行われ、いずれの場合も合衆国外のいずれかの支払代理人の指定事務所において行われる。

本債券に関する元利金その他の金員の支払期日が、営業日にあたらぬ場合、本債権者および利札の所持人は、翌営業日までかかる場所において金員の支払を受けることができず、また本債券の要項に従い支払がなされない場合を除きかかる遅滞に関し利息その他の金員を請求することができない。

利札を付して当初交付された各確定債券は、償還のためには、すべての期日未到来の利札とともに提出されなければならない。すべての期日未到来の利札が提出できない場合、(a) 固定利息の利札については、欠缺利札額面額をかかぬ欠缺がなければ償還に際して支払われるべき金額から控除し、かかる控除額は、支払代理人の指定事務所においてかかる欠缺利札の提出と引換えに、かかる償還日の10年後またはかかる利札の支払日の5年後の遅い方まで、支払われる。また、(b) 変動利息の利札については、当該確定債券に関連ある期限未到来の利札（当該確定債券に付されているか否かを問わない。）はすべて無効となり、当該利札に関する支払は償還後にはなされない。

- (4) 本債券または利札は、紛失、盗失、毀損、汚損または破棄の場合、適用あるすべての法律に従い、請求者がかかる代り券に関するすべての費用を支払い、かつ発行者および財務代理人が要求する証拠、担保および補償に関する条件に服した場合、財務代理人の指定事務所において代り券を取得することができる。毀損または汚損した債券または利札は、その代り券が交付される前にこれを引渡さなければならない。
- (5) 本債券は、支払のための呈示が、支払期日から元本については10年以内、利息については5年以内に行われなかった場合は無効となる。
- (6) ベイルイン・損失吸収権限の承知

本債券のいかなる他の条項または発行者と本債権者間における、いかなる他の契約、取決めもしくは了解にかかわらず、また、それらを除き、本債券の取得を以て、各本債権者は本債券における責任が、関連破綻処理当局（以下に定義される。）によるベイルイン・損失吸収権限（以下に定義される。）の行使による制約を受けることがあることを承知しかつ受諾し、また以下に制約されることについて承知し、受諾し、同意しかつ合意する。

- (i) 関連破綻処理当局による、いかなるベイルイン・損失吸収権限の行使の効果。当該行使は、以下のいずれかまたはそれらの組合せを含み、また結果としてこれらを招来することがあるが、それらに限定されない。
  - (イ) 本債券についての該当金額（以下に定義される。）の全部または一部の削減
  - (ロ) 本債券についての該当金額の全部または一部の、発行者もしくはその他の者の株式、その他の証券もしくはその他の義務への転換、本債権者へのかかる株式、証券または義務の発行または授与（本債券の要項の改定、変更または改変の手段によるものを含む。）
  - (ハ) 本債券または本債券についての該当金額の消却
  - (ニ) 本債券の満期日の改定もしくは調整または本債券につき支払われる利息の金額または利息の期限が到来する日の改定（一時的な支払の停止を含む。）
- (ii) 関連破綻処理当局によるベイルイン・損失吸収権限の行使を発効するために、関連破綻処理当局が必要とみなす本債券の要項の改変

上記において、以下の用語は以下の意味を有する。

「ペイルイン・損失吸収権限」とは、損失吸収、元本削減、転換、譲渡、変更、停止または同様のもしくは破綻処理関連の権限で、（i）BRRD（以下に定義される。）の移行またはSRM規制（以下に定義される。）の適用および（ii）BRRDもしくはSRM規制の下で構築される手段、規則および基準に関し、発行者（もしくは発行者の関係者）の義務が、削減され、消却され、変更されまたは発行者もしくは他の者の株式、他の証券もしくは他の義務に転換されるかまたは一時的に停止されることが規定される、フィンランド共和国において効力を有する法律、規制、規則または要件の下で随時存在し、行使されるものをいう。

「BRRD」とは、銀行再生破綻処理指令2014/59/EUをいう。

「該当金額」とは、本債券の残存元本金額と未払経過利息および追加額で本債券につき期限が到来しているものをいう。かかる金額についての言及は、関連破綻処理当局によるペイルイン・損失吸収権限の行使前に期限が到来しているが未だ支払われていない金額を含む。

「関連破綻処理当局」とは、発行者に関し、ペイルイン・損失吸収権限を行使する権限を有する破綻処理当局をいう。

「SRM規制」とは、EU規制第806/2014号をいう。

### 第3【資金調達目的及び手取金の使途】

該当事項なし。

### 第4【法律意見】

発行者の社内法律顧問であるハンヌ・ペッカ・ユリモンモ（Hannu-Pekka Ylimommo）氏により、下記の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (1) 発行者はフィンランド法に基づき適法に設立され有効に存続している公開有限責任会社である。
- (2) 本書に記載された本債券の売出しは、発行者により適法に承認されており、フィンランド法上適法であり、本債券の発行に関し発行者に対し要求されている政府の同意、許可および承認をすべて取得している。
- (3) 発行者およびその代理人による関東財務局長への本書の提出は適法に授權されており、フィンランド法上適法である。
- (4) 本書（参照書類を含む。）中のフィンランド法に関するすべての記載は、重要な点において真実かつ正確である。

## 第二部【参照情報】

### 第1【参照書類】

発行者の概況等金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度（自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日）  
令和元年6月28日関東財務局長に提出

#### 2【半期報告書】

当該半期（自 平成31年1月1日 至 令和元年6月30日）  
令和元年9月30日関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

該当なし。

#### 4【外国者報告書及びその補足書類】

該当なし。

#### 5【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当なし。

#### 6【外国者臨時報告書】

該当なし。

#### 7【訂正報告書】

該当なし。

### 第2【参照書類の補完情報】

該当なし。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし。

## 第三部【保証会社等の情報】

### 第1【保証会社情報】

該当事項なし。

### 第2【保証会社以外の会社の情報】

#### 1. 当該会社の情報の開示を必要とする理由

##### (1) 対象受益権の発行会社の名称および住所

野村アセットマネジメント株式会社

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

##### (2) 理由

本債券は、「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項 3 償還の方法 (2) 満期における償還」に従い、(a)観察期間中の混乱事由発生日ではないいずれかの予定取引日に、対象上場投信終値がロックイン判定水準以下であり、かつ(b)最終価格が行使価格を下回ると計算代理人が判断した場合、交付投信口数の対象受益権および/または現金調整額（もしあれば）が交付される。また、「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項 3 償還の方法 (1) 対象受益権の終値の水準による早期償還」に従い、計算代理人が、早期償還判定日において対象上場投信終値が早期償還判定水準と等しいかそれを上回ると決定した場合、本債券は直後の利払日において早期償還される。さらに、「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項 2 利息支払の方法」に従い、対象上場投信の価格の動きにより、利金金額が増減する。したがって、NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信の情報は本債券の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

##### (3) 対象受益権についての詳細

種類： 証券投資信託の受益権

受益権残存口数： 7,620,000口（令和2年1月20日現在）

上場金融商品取引所： 株式会社東京証券取引所

#### 2. 継続開示会社たる当該会社に関する事項

##### (1) 対象受益権に関して当該会社が提出した書類

###### イ. 有価証券報告書

(第7期)(自 平成30年5月21日 至 令和元年5月20日)

令和元年8月14日関東財務局長に提出

###### ロ. 四半期報告書又は半期報告書

該当なし。

###### ハ. 臨時報告書

該当なし。

二. 訂 正 報 告 書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称  
株式会社東京証券取引所

所在地  
東京都中央区日本橋兜町2番1号

発行登録書の提出者が金融商品取引法第27条において準用する  
同法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

CERTIFICATE OF ELIGIBILITY FOR INCORPORATION BY REFERENCE

Filed on: 15th January, 2020

To: Director-General of the Kanto Local Finance Bureau

Name of Issuer: Municipality Finance Plc

Signature of  
Representative:

  
\_\_\_\_\_  
**MARI TYSTER**  
Executive Vice President

  
\_\_\_\_\_  
**MATTI KANERVA**  
Senior Legal Counsel

1. The Issuer has filed Securities Reports for one (1) consecutive year.
2. The aggregate principal amount of the Issuer's notes that have been issued or distributed in Japan through the filing of the securities registration statement is 10 billion yen or more.

(Reference)

<u>Name of Notes</u>	<u>Aggregate Principal Amount</u>
Secondary Distribution of 21st November, 2019 (Settlement Date) Municipality Finance Plc – JPY Nikkei 225 Linked Automatic Early Redemption Notes due 20 November 2024 Guaranteed by THE MUNICIPAL GUARANTEE BOARD	10,060 million yen



## 発行者の概況の要約

### (1) 設立

旧フィンランド地方金融公社（以下「旧公社」という。）は、フィンランドの法律に基づく有限責任会社として、1989年にフィンランド地方自治体年金基金（原語名：Kuntien eläkevakuutus）（以下「Keva」（旧LGPI）または「地方自治体年金基金」という。）（後記「フィンランド地方自治体年金基金」の項を参照のこと。）により、Kevaの構成員の全面的な賛同を受けて設立された。旧公社は、1989年3月29日付で登録番号432.402でフィンランドの商業登記簿に登録された。旧公社は、1998年3月9日付で公開有限責任会社として登録され、商号がMunicipality Finance Ltd.（原語名：Kuntarahoitus Oy）からMunicipality Finance Plc（原語名：Kuntarahoitus Oyj）に変更された。旧公社の株式資本は、その設立以来、Kevaが全額所有していた。旧公社は1991年初めに貸付業務を開始した。

旧公社の運営は信用機関としてフィンランド信用機関法に従っており、その事業はフィンランド金融監督局の監査および監督を受けるとともに、フィンランド財務省およびフィンランド銀行の監督を受けていた。旧公社の目的は、フィンランドの地方自治体および自治体連合ならびに地方自治体はその債務を直接的に保証するその他の法人のために資金調達を確保することに特に重点を置き、フィンランド信用機関法に規定される信用機関としての役割を果たすことであった。

### 合併後（旧フィンランド地方金融公社とフィンランド地方住宅金融公社との2001年5月1日付合併）

フィンランド地方住宅金融公社（Municipal Housing Finance Plc）は、1993年に設立され、地方自治体および地方自治体が支配している法人により100%保有されていた。同公社の事業目的は、旧公社の事業目的と同様、フィンランド信用機関法に規定される信用機関としての役割を果たすことであり、また特に地方自治体および地方自治体が支配している法人ならびに非営利団体に対して住宅開発のための資金調達を行うことであった。

フィンランド地方金融公社は、2001年5月1日付で、旧公社（1989年設立）とフィンランド地方住宅金融公社（1993年設立）による、フィンランド信用機関法に規定される信用機関であるフィンランド地方金融公社を新会社として設立する新設合併により設立された。2001年4月26日に公社は財務省より信用機関の免許を付与された。

公社は、地方自治体、自治体連合および地方自治体により所有または支配されるさまざまな組織ならびに政府当局から指定された社会政策上の住宅供給に従事する企業から成るフィンランドの自治体部門に対しサービス提供を行っている。公社は1991年からフィンランドの自治体部門に対し資金提供を行っている。公社の任務は、自治体部門およびフィンランド国家により所有される金融機関として、責任原則に基づき、またその顧客と協同し、より良い未来を創ることである。公社の目的は、自治体部門および公的住宅供給部門のために費用効率の良い金融サービスを確保すること、効率的に業務を行い、収益性を高めること、自給力を高め、主にフィンランド地方政府保証機構法（以下「地方政府保証機構法」という。）（後記「フィンランド地方政府保証機構」の項を参照のこと。）ならびに関連ある適用法規に遵守したその業務からの資金により自己資本を増加させることである。公社は、顧客関係の重視に積極的に取り組み、顧客のためにソリューションおよびサービスを創出する。

公社のリスク管理アプローチは、リスクの回避および最小化を基礎とする。リスクを最小化し、利益を確保するため、デリバティブはヘッジ目的に限り使用される。定款に従い、公社の株式は、フィンランド地方自治体年金基金、地方自治体、自治体連合、地方自治体の中央機関、地方自治体もしくは自治体連合の完全所有のもしくは支配を受ける法人、またはかかる法人により所有される会社以外には、公社の取締役会の同意なく譲渡することはでき

ない。

2004年に設立された公社の財務アドバイザー・サービス部門は、2007年11月にフィナンシャル・アドバイザー・サービスズ・インスピラ・リミテッド（以下「インスピラ」という。）という社名の子会社として分社化された。インスピラは、公共部門の運営のための、多様な分野の資金調達における独立した専門的なアドバイザー・サービスに重点を置いている。その目的は、異なる種類のサービスを提供し投資需要に応えることにより顧客を支援することである。

公社による資金調達は、その債券と同様に、フィンランド地方政府保証機構（以下「地方政府保証機構」という。）により保証されている。地方政府保証機構は、地方政府保証機構法に基づき設立された公法機関であり、フィンランドの自治体部門の共同資金調達を保護し発展させるために、同法（その時々改定を含む。）に従い業務を行っている。その構成員は地方政府保証機構法に従い、地方政府保証機構の負債および義務について連帯責任を負っている。後記「フィンランド地方政府保証機構」の項を参照のこと。

フィンランド金融監督局の指針に従いなされた計算によれば、公社の自己資本は、2018年12月31日現在、1,412.8百万ユーロであった。公社の2018年12月31日現在の総資産は357億ユーロであり、そのうち貸付ポートフォリオは224億ユーロを占めていた。

#### フィンランド地方自治体年金基金（Keva）（IILGPI）

Kevaは、自治体公務員、職員およびその家族を対象とする年金に責任を負う法定の年金基金機関である。Kevaは自治体公務員および職員年金法が可決された1964年に設立された。

Kevaは、年金の運用、年金の決定、再生、顧客サービスならびに地方自治体、国家、フィンランド福音ルーテル教会および社会保険庁（Kela）の年金制度により保障される者に対する年金支払の取扱いに関して責任を担っている。

Kevaは、自治体部門の従業員の所得関連年金負担に対する融資について責任を負っている。

Kevaは、公法に基づく独立機関であり、その業務は、地方自治体年金法、国家従業員年金法、福音ルーテル教会年金法および国民年金機関法に基づいている。Kevaの業務は、財務省およびフィンランド金融監督局により監督されている。

#### フィンランド地方政府保証機構

地方政府保証機構は、地方政府保証機構法に基づき設立された公法機関であり、公社とともに、フィンランドの自治体部門の共同資金調達システムにおける主要参加者となっている。同機構の主要な目的は、自治体部門全体の共同信用力に基づいて、自治体部門の共同資金調達を保護しかつ発展させ、また有利な条件での資金調達を確保することである。

地方政府保証機構法では、同機構は公社による資金調達（かかる資金はフィンランドの自治体部門もしくはフィンランドにおいて公的住宅の建設、賃貸、維持管理に従事する政府指定の非営利団体への貸付けに使用される。）を支援するために保証を付与することができる旨定められている。地方政府保証機構法（その後の改定を含む。）において、かかる保証の支援の下で調達された資金につき許容される用途には、条件および特定の要件が設けられている。フィンランドの自治体部門の共同資金調達システムは、地方政府保証機構法（その後の改定を含む。）の条件に従い構築され、運営されており、必然的にフィンランドにおける内部行政の一環となっている。

地方政府保証機構の経費のほとんどは、保証手数料収入により賄われている。2018年12月31日現在、地方政府保

証機構は20.3百万ユーロの総資産を有していた。

地方政府保証機構は、必要があれば公社に対し資本注入を行う法人権限を有している。地方政府保証機構の主な資金調達源は、その150百万ユーロの流動性ファシリティおよびエクイティ・ファンドである。

地方政府保証機構により付与される公社のユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行される債券に対する保証は、元利金および遅延損害利息を保証する無条件かつ取消不能の保証である。

### 地方政府保証機構の運営

地方政府保証機構の運営機関は、評議会および理事会で構成されている。

同機構の日常の運営は、理事会からの指示および命令に従い代表理事により執行されている。

地方政府保証機構の事業運営は、同機構の理事会の提案に基づき財務省により任命された保証機構監査人により監督されている。

### フィンランドにおける自治体部門

#### 概要

1917年、フィンランド共和国はロシア帝国より独立を遂げ、現在の憲法が制定された。憲法は、中央政府から独立し、堅固な自治独立状態を享受する地方自治体に基礎をおいた地方政府制度を擁護している。

フィンランドにおける地方政府の行政は、数世紀にわたり発展してきた独立の地方自治体による全国的なネットワークにより運営されている。現在の地方政府の基礎は、自治体部門を統制する法律が制定された19世紀後半に確立した。

フィンランドの地方自治法（410/2015）（その後の改定を含む。）（原語名：Kuntalaki）に基づき、地方自治体は地理的領域によって画定され、フィンランドの全土および全人口がいずれかの地方自治体に属するよう国土全体をカバーしている。各地方自治体の権限は自治体議会にあり、その議員は直接無記名投票により比例代表で選出される。

フィンランドおよびその他の北欧諸国における自治体部門は、他のヨーロッパ諸国の場合よりも公共部門に占める役割の重要性が高い。その最も重要な業務は、社会保障および医療サービスならびに教育である。2018年、フィンランドの地方自治体および自治体連合は、同国の労働力の約24%にあたる約420,000人を雇用していた。

2018年末現在のフィンランドの地方自治体および共同自治体組織の有利子債務ポートフォリオの総額は、194億ユーロであった。

2000年以降、当該ポートフォリオは4倍に膨らんだが、近年、増加は減速していた。地方自治体関連企業の有利子債務ポートフォリオの総額を、自治体部門の有利子債務ポートフォリオの総額に加算した場合、2017年末現在の自治体部門全体の債務総額は約348億ユーロである。

「自治体部門」とは、地方自治体、共同自治体組織、地方自治体が所有する株式会社および地方自治体の支配を受けるその他の法人を指し、「地方政府」とは、地方自治体および共同自治体組織のみを指す。

## (2) 資本構成

### (i) 資本構成および債務

以下の表は、2018年12月31日現在のグループの資本構成（未監査）である。

	(単位：千ユーロ)
短期負債	4,190,916
長期負債	27,794,337
デリバティブ契約	2,205,427
資本合計	
（制限資本および非制限資本、発行済全額払込済株式資本42,583千ユーロ、 準備金277千ユーロ、公正価値準備金726千ユーロ、自己信用リスク再評価準備金4,726千 ユーロ、ヘッジ・コスト準備金14,235千ユーロ、 非制限資本投資準備金40,366千ユーロ、留保利益1,035,692千ユーロ およびその他の発行済資本金金融商品347,454千ユーロを含む）(1)	1,486,059
資本構成合計	35,676,739

注記：

(1) 公社（親会社）の授権株式資本の下限は10,000,000ユーロである。2018年12月31日現在、公社の発行済全額払込済株式資本に非制限資本投資準備金を加えた金額は83,750,931ユーロであった。

### (ii) 株式資本および主要株主

2018年会計年度末現在、公社の商業登記簿に登録された払込済株式資本は43,008,044.20ユーロであり、株式数は39,063,798株であった。公社は、同一の議決権および配当受益権が付された2つのシリーズの株式（A株式およびB株式）を有している。1株につき年次株主総会における1議決権が付されている。

2018年度末現在、公社は278（2017年12月31日：278）の株主を有していた。

### 2018年12月31日現在の上位10位の株主

	<u>株式数</u>	<u>所有率</u>
1. Keva	11,975,550	30.66%
2. フィンランド共和国	6,250,000	16.00%
3. ヘルシンキ (Helsinki) 市	4,066,525	10.41%
4. エスポー (Espoo) 市	1,547,884	3.96%
5. VAV Asunnot Oy (ヴァンター (Vantaa) 市) (注)	963,048	2.47%
6. タンペレ (Tampere) 市	919,027	2.35%
7. オウル (Oulu) 市	903,125	2.31%
8. トウルク (Turku) 市	615,681	1.58%
9. クオピオ (Kuopio) 市	592,028	1.52%
10. ラハティ (Lahti) 市	537,926	1.38%

訳注：ヴァンター (Vantaa) 市により所有される法人

上記表中の株式数は、表中に記載されている株主のグループ会社が所有する株式を一切含まない。

公社によれば、上位の株主が所有する株式に重大な変更はなかった。

### (3) 組織

#### 取締役会

##### 取締役会の義務

取締役会は、公社の経営および適正な事業運営に責任を負う。取締役会は、有限責任会社法、定款および監督当局が公布するその他の法令・法規において規定されるその責務を負う。取締役会の義務および原則は、公社のコーポレート・ガバナンス方針およびその別紙の取締役会手続規則の一環として承認されている。取締役会の主たる責務は、公社の戦略、年間事業計画および予算の承認、公社の財政状況の監視、ならびに公社の経営およびとりわけリスク管理が確実に経営陣により適正に実施されるように監督すること等である。取締役会はまた、事業活動の性質および範囲に関する広範囲に及ぶすべての決定を行う。

外部および内部の監査は監査委員会および取締役会に対し報告を行い、これにより取締役会は確実に公社の状況に関する独立した情報を受領することができる。取締役会は、公社の価値および業務倫理方針ならびにその他の主要な事業方針を承認する。取締役会は、最高経営責任者および最高経営責任者代理の選定および解職につき責任を負い、また、それらの報酬および給付を決定する。さらに、取締役会は、最高経営責任者の部下の選定ならびに報酬および給付を承認する。取締役会は、公社全体の報酬制度に関する方針を決定する。

毎年、公社の取締役会は、各会計期間の内部監査に関する業務計画を承認する。2018年会計期間において、内部監査により実施されたすべての監査は、公社の経営陣、監査委員会および取締役会に報告された。

##### 取締役会の構成および任期

2019年年次株主総会において、取締役会の員数を最大9名とする定款変更が決議された結果、定款に基づき、取締役会は最低5名、最大9名の取締役から構成される。取締役は年次株主総会において選任され、各取締役の任期は選任後最初の年次株主総会終了時に満了する。

毎年、株主による指名委員会は、取締役会の構成について年次株主総会に対する提案を作成する。

#### 委員会

公社は、信用機関法に基づくその他のシステム上重要な信用機関（0-SII）であり、取締役会は、法律の定めに基づき、監査委員会、リスク委員会および報酬委員会を設置している。取締役会は、取締役の中から当該委員会の委員長および委員を選定する。委員会は、その活動に関して定期的に取締役会に対し報告を行う。

監査委員会の目的は、準備機関として、財務報告および内部統制に係る職務について取締役会を補助することである。監査委員会は、外部監査および内部監査の職務を監督する。

信用機関法に基づき、リスク委員会は、公社のリスク選好度およびリスク戦略全般に関する事項ならびに取締役会が決定したリスク戦略の経営陣による遵守の監督について取締役会を補助する。リスク委員会は、資本を拘束するサービスに係る価格が公社の事業モデルおよびリスク戦略に合致しているか否かを評価し、もし合致していない場合、取締役会に対し修正案を提示することとされている。さらに、リスク委員会は、健全な報酬方針の策定ならびに報酬制度により付与されるインセンティブが、公社のリスク、資本および流動性に係る要件ならびに収益見込みおよびその時期を考慮に入れているか否かに関する評価において、報酬委員会を補助する。

取締役会の報酬委員会は、公社の報酬制度に関する目標設定、目標達成に関する評価、報酬制度ならびに最高経営責任者および最高経営責任者の部下の報酬およびその他の給付の改善に関する取締役会の判断を補助する準備業務に責任を負う。

## 株主による指名委員会

公社は、株主総会により設置された株主による指名委員会を有しており、同委員会は、年次株主総会に対して、取締役の員数、取締役候補者およびその報酬について提案する義務を負う。さらに、指名委員会は、取締役会の会長および副会長の選定について提案する。かかる提案は年次株主総会において選任される取締役に對して行われる。

年次株主総会決議に従い、株主による指名委員会は4名から構成される。公社の上位3位の大株主がそれぞれ1名の委員を指名し、フィンランド地方自治体連盟が1名の委員を指名する。

## 最高経営責任者および経営陣

定款に基づき、公社は取締役に對し選定される最高経営責任者および最高経営責任者代理を有する。

最高経営責任者の職務は、取締役会が採択した決議事項を実施するために公社の業務を運営し、取締役会が設定した戦略、リスク管理方針および制限に沿って公社の業務を維持することである。経営陣の補佐を受け、最高経営責任者は公社の日常業務の効率性を監視（内部統制、リスク管理および法令遵守の監督を含む。）し、効率的な組織構造を維持し、取締役に對し報告を行う責任を負う。取締役会は、最高経営責任者の提案に基づいて経営陣を選任し、その退任について決定する。リスク管理責任者およびコンプライアンス責任者を、取締役会の承認なく解任することはできない。

## 年次株主総会

公社の年次株主総会は、毎年4月末までに、取締役会が設定した日に開催される。

## (4) 業務の概況

### 2018年度の概要

当会計年度末現在、グループの未実現の公正価値の変動を除く営業利益は、1.2%増加し189.6百万ユーロ（2017年度：187.4百万ユーロ）となった。公正価値の変動を加味した場合、営業利益は190.0百万ユーロ（2017年度：198.4百万ユーロ）であった。

グループの利息純収益は、前年度から3.4%増加し、236.3百万ユーロ（2017年度：228.5百万ユーロ）となった。

当年度末現在、総資産は2.7%増加し35,677百万ユーロ（2017年度：34,738百万ユーロ）であった。

グループの自己資本比率は引き続き高く、CET1資本比率は66.34%（2017年度：53.01%）であった。12月末現在、Tier1資本比率および合計自己資本比率は87.97%（2017年度：72.50%）であった。

12月末現在、グループのレバレッジ比率は4.06%（2017年度：3.84%）であった。

1月から12月の期間における新規貸付実行額は、合計2,953百万ユーロ（2017年度：2,439百万ユーロ）となった。貸付ポートフォリオは、22,354百万ユーロ（2017年度：21,219百万ユーロ）となった。2018年12月末現在、かかる金額のうち1,143百万ユーロ（2017年度：803百万ユーロ）が、環境配慮型投資をターゲットとするグリーン・ファイナンスとして実行された。

12月末現在、リース・ポートフォリオは42.2%増加し614百万ユーロ（2017年度：432百万ユーロ）となった。

1月から12月において、7,436百万ユーロ（2017年度：9,510百万ユーロ）が長期資金調達により調達された。資金調達総額は、30,856百万ユーロ（2017年度：30,153百万ユーロ）であった。

12月末現在の流動性合計は、8,722百万ユーロ（2017年度：9,325百万ユーロ）であった。

株主資本利益率（ROE）はわずかに減少し、10.76%（2017年度：12.57%）となった。

## 主要な指標（グループ）

	2018年12月31日	2017年12月31日
未実現の公正価値の変動を除く営業利益（単位：百万ユーロ）	189.6	187.4
営業利益（単位：百万ユーロ）	190.0	198.4
利息純収益（単位：百万ユーロ）	236.3	228.5
新規貸付金（単位：百万ユーロ）	2,953	2,439
新規資金調達（単位：百万ユーロ）	7,436	9,510
総資産（単位：百万ユーロ）	35,677	34,738
普通株式等Tier1（CET1）資本（単位：百万ユーロ）	1,065	946
Tier1（T1）資本（単位：百万ユーロ）	1,413	1,293
自己資本合計（単位：百万ユーロ）	1,413	1,293
普通株式等Tier1（CET1）資本比率（%）	66.34	53.01
Tier1（T1）資本比率（%）	87.97	72.50
合計自己資本比率（%）	87.97	72.50
レバレッジ比率（%）	4.06	3.84
株主資本利益率（ROE）（%）	10.76	12.57
費用対収益比率	0.21	0.18
従業員数	151	134

## グループの構成

フィンランド地方金融公社グループは、フィンランド地方金融公社およびフィナンシャル・アドバイザー・サービス・インスピラ・リミテッドにより構成される。公社はインスピラを完全所有している。

公社は、信用機関法に基づく信用機関であり、地方自治体、Kevaおよびフィンランド政府により所有され、自治体部門および国の補助付き住宅建設に対して幅広い金融サービスを提供している。公社の戦略の中核は、顧客と協力してより良い未来を築くことである。公社は、フィンランドにおいて自治体部門および国の補助付き住宅建設に特化した唯一の金融業者である。公社は、変化する世界において顧客にとり最良の金融の専門家となることを構想している。

インスピラは、地方自治体および国の補助付き住宅建設に対する財務アドバイザー・サービスの提供を専門とする会社である。インスピラは、投資活動および再編事業に関する財務アドバイザー・サービスを提供している。

## 損益計算書および財政状態計算書

### フィンランド地方金融公社グループ

2018年度中、グループの事業は引き続き好調であった。グループの未実現の公正価値の変動を除く営業利益は、189.6百万ユーロ（2017年度：187.4百万ユーロ）であった。これは、とりわけ利息純収益の前年度に対する増加の影響を受けたが、費用の増加の影響も受けた。未実現の公正価値の変動を考慮に入れると、営業利益は190.0百万ユーロ（2017年度：198.4百万ユーロ）であった。

当会計年度末現在、利息純収益は3.4%増加し236.3百万ユーロ（2017年度：228.5百万ユーロ）となった。利息純収益の伸びは、好調な資金調達、取引量の増加および公社の事業にとり好ましい金利環境に起因した。キャピタ

ル・ローンに連結財務書類においては資本性金融商品として取扱われるため、グループの利息純収益はAT1キャピタル・ローンに係る利息費用を損益を通じて認識しない。キャピタル・ローンに係る利息費用は、配当金の分配と同様に、すなわち、年に1度、支払いの実現に伴う株主資本中の利益剰余金の減少として取扱われる。

2018年初頭のIFRS第9号の適用に伴い、公社は金融資産および金融負債の振替えを行った。当年度中、かかる振替えに伴い、金融商品の未実現の公正価値の変動により、財務業績のボラティリティが増加した。当年度末現在、未実現の公正価値の変動の利益に対する影響は、合計0.4百万ユーロ（2017年度：11百万ユーロ）であり、そのうちヘッジ会計純収入は、27.6百万ユーロ（2017年度：2.7百万ユーロ）であった。未実現の証券取引純収入は、合計－27.3百万ユーロ（2017年度：8.3百万ユーロ）となった。公社は、過年度の数値を修正再表示しないIFRS第9号の選択肢を採用したため、振替えに伴い、過年度における未実現の公正価値の変動は完全に比較可能なものとはなっていない。

12月末現在、グループの費用は14.5%増加し、49.1百万ユーロ（2017年度：42.9百万ユーロ）となった。

手数料費用は合計4.2百万ユーロ（2017年度：4.1百万ユーロ）であり、その主な内訳は支払保証手数料、保管報酬および資金調達プログラム改訂費用であった。

管理費用は、27.2百万ユーロ（2017年度：22.3百万ユーロ）であり、そのうち人件費が15.2百万ユーロ（2017年度：13.6百万ユーロ）であり、その他の管理費用が12.0百万ユーロ（2017年度：8.8百万ユーロ）であった。管理費用は、とりわけ親会社における従業員数の増加に伴い増加した。銀行規制の増加により、公社はガバナンス、リスク管理および諸手続きを向上させなくてはならない。公社はまた、顧客サービスならびにサービス提供およびシステムの拡充に多大な投資を行った。

当会計年度末現在、有形・無形資産の減価償却費および減損は、2.3百万ユーロ（2017年度：2.0百万ユーロ）に上った。

その他の営業費用は、15.4百万ユーロ（2017年度：14.5百万ユーロ）に増加した。その他の営業費用の増加は主として、欧州中央銀行およびフィンランド金融監督局に対して支払われた金融監督費用ならびにEUレベルの金融危機破綻処理基金に対して支払われた拠出金によるものであった。

金融資産の減損は、2018年初頭以降、IFRS第9号の規定に基づき計算されている。当会計年度中、IFRS第9号に基づき計算された予想信用損失（ECL）の金額は、2018年1月1日のIFRS第9号への移行時に計上された金額に比べ減少し、当年度末現在、損益計算書において認識された変動は0.6百万ユーロであった。

グループの包括利益には、IFRS第9号への移行により、損益を通じた公正価値の変動として取扱われない、金融商品の未実現の公正価値の変動が含まれる。当会計年度中、包括利益に最も影響を与えた項目は、損益を通じて公正価値により測定するものとして指定される金融負債に係る自己信用リスクの変動に起因する49.0百万ユーロの公正価値の変動ならびに合計27.7百万ユーロのヘッジ・コストの純変動であった。包括利益に含まれる項目の公正価値の変動は、報告日における金融商品の評価水準に対する市況の一時的な影響を反映している。繰延価値変動は報告期間にわたり大幅に変動し、資本準備金の公正価値にさらなるボラティリティをもたらす可能性がある。

連結総資産は2017年度末から2.7%増加し、2018年12月末現在、35,677百万ユーロ（2017年度：34,738百万ユーロ）となった。資産の増加は、主として貸付ポートフォリオおよびリース・ポートフォリオの増加に起因した。負債の増加は資金調達の増加に起因しており、信用機関に対する債務、公法人および公共部門企業に対する債務ならびに発行債券に表示されている。当年度末現在、資本は、347.4百万ユーロのAT1キャピタル・ローンを含め合計1,486百万ユーロ（2017年度：1,339百万ユーロ）であった。資本は、当期利益により増加した。しかしながら、2018年1月1日以降のIFRS第9号への移行により、資本の額は43百万ユーロ減少した。また、4月における利払いの実

施により、連結財務書類において、12.6百万ユーロのAT1キャピタル・ローンに係る利息費用（繰延税金控除後）が資本から控除され、また、公社の株主に支払われた6.3百万ユーロの配当金も同様に控除された。

## 親会社

2018年度末現在、公社の利息純収益は220.1百万ユーロ（2017年度：212.3百万ユーロ）であり、公社の営業利益は、173.8百万ユーロ（2017年度：181.9百万ユーロ）であった。自己資本比率の計算においてその他Tier1資本の一部を構成するAT1キャピタル・ローンに係る利息費用は、2018年度において16.2百万ユーロであり、その全額が親会社の利息純収益から控除されている（2017年度：16.2百万ユーロ）。親会社では、AT1キャピタル・ローンは、貸借対照表の劣後債務の項目に計上されている。当年度末現在、親会社の総資産は35,676百万ユーロ（2017年度：34,738百万ユーロ）であった。

## インスピラ

公社の子会社であるインスピラの2018年度の収益は、2.5百万ユーロ（2017年度：2.7百万ユーロ）であり、その営業利益は、0.0百万ユーロ（2017年度：0.2百万ユーロ）であった。

## 顧客に対する貸付その他のサービス

公社は、フィンランドにおいて自治体部門および中央政府の補助付き住宅建設に対する融資に特化した唯一の信用機関であり、その顧客基盤にとり格別な最大の資金提供者である。公社の顧客は、地方自治体、自治体連合および地方自治体の支配を受ける組織ならびにフィンランド住宅金融開発センター（ARA）が非営利目的であると特定する組織および住宅建設事業から構成されている。公社はその顧客に対し、多様な金融サービスならびに投資計画および財務管理に関する包括的な支援を提供している。

公社の融資に対する需要は前年度に比べ増加した。発展地域におけるサービス需要の変化により、地方自治体のインフラ、輸送整備およびサービス・ネットワークの開発ならびに未処理のメンテナンスの早期実施に対する新規投資が求められている。予想を下回る地方自治体の税収に一部起因して、融資に対する需要は当年度末にかけて増加した。発展地域への移住により、手頃な価格の賃貸住宅の建設に対する需要が続いた。

新規貸付実行合計額は2,953百万ユーロ（2017年度：2,439百万ユーロ）であり、前年度を上回った。

公社の顧客向け貸付合計額の前年度に対する増加率は6.1%であり、当年度末現在、22,968百万ユーロ（2017年度：21,651百万ユーロ）となった。当年度末現在、長期貸付ポートフォリオは5.3%増加し、22,354百万ユーロ（2017年度：21,219百万ユーロ）となった。当年度末現在、ファイナンス・リース・ポートフォリオは42.2%増加し、614百万ユーロ（2017年度：432百万ユーロ）となった。当該ポートフォリオの増加の最大割合を占めるのは、不動産リース契約である。不動産リースが利用される典型例は、校舎に対する融資である。

当年度末現在、公社の貸借対照表には、726百万ユーロ（2017年度：749百万ユーロ）の地方自治体および地方自治体関連企業が発行した地方自治体のコマーシャル・ペーパーおよび地方自治体関連企業のコマーシャル・ペーパーが含まれていた。

2018年度において、公社の子会社であるインスピラが提供するサービスに対する需要は活発であった。

## 資金調達および流動性の管理

会社の資金調達戦略は、その資金調達源を多様化することであり、これによりいかなる市況下でもその資金調達の継続性を確保することを目指している。

当年度における長期資金調達は、合計7,436百万ユーロ（2017年度：9,510百万ユーロ）であった。当年度末現在、ユーロ・コマーシャル・ペーパー（ECP）プログラムに基づく公社の短期債券は、3,062百万ユーロ（2017年度：3,833百万ユーロ）であった。

2018年度末現在の資金調達総額は、30,856百万ユーロ（2017年度：30,153百万ユーロ）であった。かかる金額のうち24%（2017年度：23%）がユーロ建てであり、76%（2017年度：77%）が外貨建てであった。2018年度中、公社は合計11種類（2017年度：14種類）の通貨により債券を発行した。

公社は、現在、すべての資金を国際資本市場において調達している。2018年度中、合計260件（2017年度：318件）の長期資金調達取引が実施された。

資金調達の大部分は、債券プログラムに基づく標準化された発行として実施されており、公社は下記のプログラムを利用している。

ミディアム・ターム・ノート（MTN）プログラム	30,000百万ユーロ
ユーロ・コマーシャル・ペーパー（ECP）プログラム	7,000百万ユーロ
豪ドル債（カンガルー債）プログラム	2,000百万豪ドル

会社の資金調達は、ムーディーズ・インベスターズ・サービスおよびS&Pから公社およびフィンランド政府と同じ格付けを取得しているフィンランド地方政府保証機構により保証されている。フィンランド地方政府保証機構は公法機関であり、フィンランド本土の全自治体はその構成員となっている。構成員は、その人口比率に応じて、フィンランド地方政府保証機構の債務に対して責任を負う。フィンランド地方政府保証機構は、公社の債券プログラムおよびこれらのプログラム以外による資金調達アレンジメントにも保証を供与している。このため、公社により発行された債券は、EUにおいて、金融機関の自己資本比率の計算上ゼロ・リスクに分類され、流動性の計算上レベル1流動資産に分類される。

2018年度中、公社は高い流動性を維持した。公社の投資業務のほとんどは、調達資金の管理によるものである。資金は、いかなる市況下でも事業継続を確保できるよう、流動性がありかつ信用格付の高い金融商品に投資されている。

公社の流動性方針に基づき、その流動性は、爾後最低12ヶ月間事業（新規純貸付けを含む。）を中断なく継続するための需要を満たすのに十分でなければならない。

2018年度末現在、流動性合計は8,722百万ユーロ（2017年度：9,325百万ユーロ）であった。債券投資は合計5,146百万ユーロ（2017年度：5,755百万ユーロ）であり、その平均信用格付はAA（2017年度：AA）であった。当年度末現在、ポートフォリオの平均償還期間は2.1年（2017年度：2.5年）であった。また、公社は3,576百万ユーロ（2017年度：3,570百万ユーロ）のその他の投資を有しており、そのうち、3,554百万ユーロ（2017年度：3,554百万ユーロ）は中央銀行における預金であり、22百万ユーロ（2017年度：16百万ユーロ）は信用機関における短期金融市場預金であった。公社は、デリバティブに係る担保契約に基づき受領した現金担保を、主として短期金融市場の投資商品に投資している。

2015年度以降、公社はその流動性投資に係るESG（環境、社会およびガバナンス）パフォーマンスも監視している。2018年度末現在、公社の流動性投資の平均ESGは、1から100の尺度で50.9（2017年度：49.1）であった。基準値は50.8（2017年度：49.2）である。

## 自己資本比率

### 自己資本比率に係る主要指標

2018年度末現在、グループの合計自己資本比率は87.97%（2017年度：72.50%）であり、CET1資本比率は66.34%（2017年度：53.01%）であった。自己資本比率は、主として自己資本の増加およびリスク合計の減少に起因して、前年度に対し15.47%ポイント増加した。グループの自己資本比率は引き続き高く、法定の所要自己資本および監督当局により規定される最低所要自己資本を明確に上回っている。公社の自己資本は、有効な資本バッファを考慮に入れた場合、法定の最低所要自己資本を1,221百万ユーロ（2017年度：1,091百万ユーロ）上回っている。

当年度末現在、普通株式等Tier1（CET1）資本は、合計1,065百万ユーロ（2017年度：946百万ユーロ）であり、Tier1（T1）資本は、1,413百万ユーロ（2017年度：1,293百万ユーロ）であった。Tier2資本は存在せず、公社の自己資本は、合計1,413百万ユーロ（2017年度：1,293百万ユーロ）であった。

当年度末現在、グループのリスク加重資産は、2017年度末から10%減少し、1,606百万ユーロ（2017年度：1,784百万ユーロ）となった。当会計年度末現在、信用リスクおよびカウンターパーティー・リスク総額は、2017年度末の1,108百万ユーロから減少し977百万ユーロとなった。これは、とりわけ、流動性ポートフォリオの規模の縮小の影響によるものである。信用評価調整リスク（CVA VaR）は、247百万ユーロ（2017年度：341百万ユーロ）に減少した。これは、主として、デリバティブ・エクスポージャーの金額の減少およびデリバティブの平均償還期間の短期化に起因する。通貨ポジションは自己資本の2%未満であったため、自己資本規制（CRR）第351条に基づき、市場リスクに関する所要自己資本は計算されていない。オペレーショナル・リスクに関するエクスポージャーは、関連指標の増加により、48百万ユーロ増加し383百万ユーロ（2017年度：335百万ユーロ）となった。

### レバレッジ比率および流動性カバレッジ比率

当年度末現在、現在有効な計算原則を用いて計算した公社のレバレッジ比率は4.06%（2017年度：3.84%）であった。法案によれば、最低所要レバレッジは3%である。

当年度末現在、流動性カバレッジ比率（LCR）は177%（2017年度：173%）であった。2018年初頭以降、LCRは100%以上でなければならない。

## リスク管理

公社の事業には、公社のリスク・ポジションを取締役会により承認された制限の範囲内に確実にとどめるために、十分なリスク管理構造が必要である。公社は、非常に保守的な原則をリスク管理に適用している。その目的は、全体的なリスク状況を公社の優れた信用格付を低下させないような低いレベルに保つことである。

グループの事業に関連する重要なリスクは、信用リスクおよびカウンターパーティー・リスク、市場リスクならびに流動性リスクである。コンプライアンス・リスクを含む戦略リスクおよびオペレーショナル・リスクも、すべての事業に関わっている。

### グループのリスク・ポジション

2018年度中、公社のリスク・アペタイトに重大な変更はなかった。公社の取締役会は、現行のリスク管理体制は、グループのリスク・プロファイルおよび戦略に鑑みて十分であると明言している。当会計年度中、リスクは設定された制限の範囲内にとどまっており、公社の評価に基づけば、リスク管理は設定された要件を充足している。2018年度初頭に適用されたIFRS第9号基準に起因して、金融商品の未実現の公正価値の変動により財務成績のボラティリ

ティが増加した。適用に際し、公社は金融資産および金融負債の振替えを行い、とりわけ金融負債の損益のボラティリティが増加した。公社は評価により生じるボラティリティの監視および分析を継続的に実施し、かかるボラティリティが利益および自己資本比率に及ぼしうる影響に対し備えている。

信用リスクは、公社の主要な事業内容から成っている。当該リスクの性質上、それらを事業から完全に排除することは不可能である。公社の信用リスクは、主として顧客向け融資ならびに流動性ポートフォリオおよびデリバティブ・ポートフォリオにおける債権から発生する。デリバティブは市場リスクをヘッジするためにのみ利用されている。公社は、IFRS第9号に従い予想信用損失を計算している。2018年1月1日の移行日に、-0.9百万ユーロの予想信用損失引当金が資本に計上された。当年度中、予想信用損失の金額は減少し、当年度末現在、0.6百万ユーロの金融資産の信用損失の変動が損益を通じて認識された。当年度中、公社の信用リスク・ポジションは、一定の低いリスク水準にとどまっていた。

市場リスクは、銀行勘定の金利リスクならびに外国為替、株価およびその他の価格に関するリスクから成っている。公社は、事業運営から生じる金利リスクをデリバティブの利用により管理している。金利リスクは、主に、貸借対照表中の債権と負債との間におけるEuriborの適用利率の差異から生じる。金利リスクは、積極的に監視され、ヘッジされる。公社は、すべての外貨調達資金および投資をユーロにスワップするデリバティブ契約により、為替リスクをヘッジしている。公社はその事業において、実質的に為替リスクにさらされていない。ただし、中央清算機関によるデリバティブの清算における担保の管理に起因して、小規模かつ一時的な為替リスクが生じる可能性はある。為替リスクは、積極的に監視され、ヘッジされる。デリバティブは他の市場リスクのヘッジにも用いられる。公社はトレーディング勘定を有していないため、デリバティブ契約はヘッジ目的のためにのみ締結することができる。IFRS第9号の適用により、当会計年度中、金融商品の未実現の評価に係る損益のボラティリティが増加したにもかかわらず、グループの市場リスクは安定的であった。

公社は、金融資産と金融負債との間の平均満期を制限することにより、リファイナンス・リスクを管理している。また、公社は、利用可能な短期および長期流動性の最低所要額に制限を設定することにより、流動性リスクを管理している。2018年度末時点で、公社は、契約上の満期日にかかわらず、流動性管理のために売却可能な、8,688百万ユーロ（2017年度：9,313百万ユーロ）の流動性管理目的の資産を有していた。当年度中、公社の流動性は良好であり、融資可能性は引き続き堅固であった。

オペレーショナル・リスクは控え目な水準となる見込みである。2018年度中、オペレーショナル・リスクに起因して発生した重大な損失はなかった。

## 地方政府保証機構の保証状に基づく債務履行能力に影響を及ぼす可能性のあるリスク

### 地方政府保証機構が保証資金を適時に調達できない可能性

地方政府保証機構の経費は、ほとんどが保証手数料収入により賄われる。2018年12月31日現在、地方政府保証機構は20.3百万ユーロの総資産を有していた。さらに、2019年5月13日現在、地方政府保証機構はその流動性を確保するため、150百万ユーロ相当の独立した第三者からの流動性バックアップ・ファシリティを有している。結果的に、地方政府保証機構により保証される、公社のユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行される債券およびその他の債務の合計額は、地方政府保証機構の資産およびバックアップ・ファシリティを上回っている。しかしながら、他の手段では賄えない経費または債務については、（フィンランド）人口統計法に規定される場所に従い、前年度末の人口比に応じて、同機構の構成員であるフィンランドの地方自治体が責任を負う。また、地方政府保証機構は、短期ベースで、地方自治体の按分比例による要求額を超えた資金を調達する能力を有してい

る。地方政府保証機構は、裁判所の決定がなくとも、公租公課の徴収に係る法律（706/2007）（その後の改定を含む。）に規定される形式による執行命令を利用して、地方政府保証機構が付与した保証に係る保証料および同機構の構成員たる地方自治体の必要な拠出金を回収することができる。しかしながら、地方政府保証機構が、必要な追加資金を構成員たる地方自治体から適時にまたは債務不履行に陥る前に受領できるという保証はない。

## ガバナンス

会社法制に加え、公社はフィンランド信用機関法のガバナンスに関する規定を遵守している。公社のガバナンス方針の詳細は、公社のウェブサイトにおいて掲載されている。年次報告書の公表時に、フィンランド証券市場法第7章第7節に従い、公社はそのウェブサイト上に、コーポレート・ガバナンス報告書を公表している。当該報告書は、取締役会報告書とは個別に作成されており、財務報告手順に関連した内部監査およびリスク管理システムの主要な特性に関する記述を含んでいる。当該報告書はまた、信用機関法により要求されるガバナンスの内容、および公社がフィンランド証券市場協会により公表されている上場企業のためのフィンランド・コーポレート・ガバナンス・コードをどの程度遵守しているかに関する情報も含んでいる。

## 自己資本比率の管理原則

取締役会は、自己資本比率計画を承認および監視する。公社はその自己資本比率計画を少なくとも年に1度更新し、計画の実施状況を四半期毎に観察する。

自己資本比率の管理の目的は、事業継続性を確保するために、自己資本比率を監視し、公社の自己資本比率がその目標および金融当局により設定された要件を満たしていることを確認することである。

グループは、EUの自己資本規制（EU 575/2013）および自己資本指令（2013/36/EU）に基づき自己資本比率を計算している。信用リスクに関する所要自己資本は標準的手法を用いて計算され、オペレーショナル・リスクに関する所要自己資本は基礎的手法を用いて計算される。グループは、トレーディング勘定も株式またはコモディティのいずれのポジションも有していないため、市場リスクに係る自己資本比率の計算において通貨リスクのみが考慮される。

公社は、すべての外貨建て調達資金をユーロに転換するデリバティブ契約を利用して為替リスクをヘッジしているため、公社の通貨ポジションは極めて小さい。S&P、ムーディーズ・インベスターズ・サービスおよびフィッチ・レーティングスにより付与された信用格付が、自己資本比率の計算に使用されるリスク・ウェイトを決定するために使用されている。上記各社は、フィンランド金融監督局により自己資本比率の計算について承認を受けた信用格付機関である。信用リスクに関する自己資本比率の計算において、公社は地方自治体により付与された保証およびフィンランド国家により付与された不足補填保証等の信用リスクを差し引く手法を使用している。デリバティブについては、ネットティング契約、担保契約（ISDA/クレジット・サポート・アネックス）および地方政府保証機構により付与される保証が、デリバティブの相手方のカウンターパーティー・リスクに関するリスク・エクスポージャーの金額を減じるために使用される。

(5) 経理の状況

財務書類

フィンランド地方金融公社グループ  
連結財政状態計算書

	2018年 12月31日現在	2017年 12月31日現在
(単位：千ユーロ)		
<b>資産</b>		
現金および中央銀行における残高	3,522,200	3,554,182
信用機関に対する貸付金	1,380,544	1,251,391
公法人および公共部門企業に対する貸付金	22,968,118	21,650,847
債券	5,862,591	6,494,234
株式および出資持分	9,521	9,662
デリバティブ契約	1,538,610	1,433,318
無形資産	14,850	10,196
有形資産	2,427	2,594
その他の資産	174,818	157,862
未収収益および前払費用	203,061	173,853
<b>資産合計</b>	<b>35,676,739</b>	<b>34,738,139</b>
<b>負債および資本</b>		
<b>負債</b>		
信用機関に対する債務	822,504	802,277
公法人および公共部門企業に対する債務	3,870,918	3,746,762
発行債券	26,901,998	26,303,961
デリバティブ契約	2,205,427	2,216,034
その他の負債	6,149	2,587
未払費用および前受収益	148,377	124,574
繰延税金負債	235,307	202,522
<b>負債合計</b>	<b>34,190,680</b>	<b>33,398,716</b>
<b>資本</b>		
株式資本	42,583	42,583
準備金	277	277
投資の公正価値準備金	726	28,944
自己信用リスク再評価準備金	4,726	-
ヘッジ・コスト準備金	14,235	-
非制限資本投資準備金	40,366	40,366
留保利益	1,035,692	879,799
<b>親会社株主に帰属する資本合計</b>	<b>1,138,605</b>	<b>991,969</b>
その他の発行済資本金金融商品	347,454	347,454
<b>資本合計</b>	<b>1,486,059</b>	<b>1,339,422</b>
<b>負債および資本合計</b>	<b>35,676,739</b>	<b>34,738,139</b>

フィンランド地方金融公社グループ  
連結損益計算書

(単位：千ユーロ)	2018年1月1日 －12月31日	2017年1月1日 －12月31日
利息および類似収入	711,731	191,360
利息および類似費用	-475,434	37,186
<b>利息純収益</b>	<b>236,297</b>	<b>228,546</b>
手数料収入	2,395	3,245
手数料費用	-4,180	-4,071
証券取引および外国為替取引純収入	-27,910	6,196
売却可能金融資産純収入	-	494
公正価値準備金を通じて公正価値により測定される金融資産に係る純収入	38	-
ヘッジ会計純収入	27,645	2,655
その他の営業収入	66	134
管理費用	-27,225	-22,343
有形・無形資産の減価償却費および減損	-2,333	-1,974
その他の営業費用	-15,368	-14,495
償却原価により測定される金融資産の信用損失	467	-
その他の金融資産の信用損失および減損	96	-
<b>営業利益</b>	<b>189,989</b>	<b>198,386</b>
所得税	-38,032	-39,721
<b>当期利益</b>	<b>151,958</b>	<b>158,665</b>

包括利益計算書

(単位：千ユーロ)	2018年1月1日 －12月31日	2017年1月1日 －12月31日
当期利益	151,958	158,665
その他の包括利益構成項目		
その後の期間に損益計算書に振替えられる項目 (IAS第39号)		
公正価値の純変動	-	11,644
損益計算書への振替純額	-	137
その後の期間に損益計算書に振替えられない項目 (IFRS第9号)		
損益を通じて公正価値により測定するものとして指定される金融負債に係る自己信用リスクの変動による公正価値の純変動	48,953	-
ヘッジ・コストの純変動	27,693	-
その後の期間に損益計算書に振替えられる項目 (IFRS第9号)		
公正価値準備金を通じて公正価値により測定される金融資産の公正価値の純変動	-5,093	-
公正価値準備金から損益計算書への振替純額	-162	-
その他の包括利益を通じて公正価値により測定される債券の予想信用損失の純変動	-96	-
その他の包括利益構成項目に係る税金	-14,259	-2,356
<b>当期包括利益合計</b>	<b>208,993</b>	<b>168,090</b>

フィンランド地方金融公社グループ  
連結キャッシュ・フロー計算書

	2018年1月1日 －12月31日	2017年1月1日 －12月31日
(単位：千ユーロ)		
<b>営業活動からのキャッシュ・フロー</b>	<b>39,300</b>	<b>2,587,445</b>
長期資金調達の変動	1,463,125	1,598,929
短期資金調達の変動	-838,441	2,776,446
長期貸付金の変動	-1,310,278	-566,163
短期貸付金の変動	20,395	223,584
投資の変動	529,922	678,585
担保の変動	-25,340	-2,361,837
資産に係る利息	89,571	98,337
負債に係る利息	146,307	160,533
その他の収入	50,762	39,193
営業費用の支払い	-71,359	-59,436
支払税額	-15,363	-725
<b>投資活動からのキャッシュ・フロー</b>	<b>-6,827</b>	<b>-5,442</b>
有形資産の取得	-538	-745
無形資産の取得	-6,289	-4,697
<b>財務活動からのキャッシュ・フロー</b>	<b>-22,000</b>	<b>-15,750</b>
AT1キャピタル・ローンおよび劣後債務に係る 利息ならびにその他の利益分配	-22,000	-15,750
<b>現金および現金同等物の変動</b>	<b>10,473</b>	<b>2,566,253</b>
<b>1月1日現在の現金および現金同等物</b>	<b>3,562,733</b>	<b>996,480</b>
<b>12月31日現在の現金および現金同等物</b>	<b>3,573,206</b>	<b>3,562,733</b>

現金および現金同等物には、以下の貸借対照表項目が含まれる：

現金および中央銀行における残高ならびに信用機関に対する要求払いの貸付金。

	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在
(単位：千ユーロ)		
現金および中央銀行における残高	3,522,200	3,554,182
信用機関に対する貸付金	51,006	8,551
<b>現金および現金同等物合計</b>	<b>3,573,206</b>	<b>3,562,733</b>

フィンランド地方金融公社グループ  
連結資本変動計算書

	親会社株主に帰属する資本合計							合計	非支配 持分	その他の 発行済 資本性 金融商品	資本合計
	株式資本 準備金	投資の 公正価値 準備金	自己信用 リスク 再評価 準備金	ヘッジ・ コスト 準備金	非制限 資本投資 準備金	留保利益					
(単位：千ユーロ)											
<b>2016年12月31日現在の資本</b>	<b>42,583</b>	<b>277</b>	<b>19,519</b>	-	-	<b>40,366</b>	<b>734,107</b>	<b>836,852</b>	<b>127</b>	<b>347,454</b>	<b>1,184,433</b>
AT1キャピタル・ローンに係る 支払利息	-	-	-	-	-	-	-12,600	-12,600	-	-	-12,600
2016年度支払配当金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
子会社株式の取得	-	-	-	-	-	-	-373	-373	-127	-	-500
当期利益	-	-	-	-	-	-	158,665	158,665	-	-	158,665
その他の包括利益構成項目（税引後）											
その後の期間に損益計算書に 振替えられる項目											
売却可能金融資産 （公正価値準備金） うち、											
公正価値の純変動	-	-	9,315	-	-	-	-	9,315	-	-	9,315
損益計算書への振替純額	-	-	110	-	-	-	-	110	-	-	110
<b>2017年12月31日現在の資本</b>	<b>42,583</b>	<b>277</b>	<b>28,944</b>	-	-	<b>40,366</b>	<b>879,799</b>	<b>991,969</b>	-	<b>347,454</b>	<b>1,339,422</b>
IFRS第9号適用の影響	-	-	-23,936	-34,437	-7,919	-	22,830	-43,462	-	-	-43,462
<b>IFRS第9号に基づく2018年1月1日現在の 資本</b>	<b>42,583</b>	<b>277</b>	<b>5,008</b>	<b>-34,437</b>	<b>-7,919</b>	<b>40,366</b>	<b>902,628</b>	<b>948,507</b>	-	<b>347,454</b>	<b>1,295,960</b>
AT1キャピタル・ローンに係る 支払利息	-	-	-	-	-	-	-12,600	-12,600	-	-	-12,600
2017年度支払配当金	-	-	-	-	-	-	-6,250	-6,250	-	-	-6,250
子会社株式の取得	-	-	-	-	-	-	-44	-44	-	-	-44
当期利益	-	-	-	-	-	-	151,958	151,958	-	-	151,958
その他の包括利益構成項目（税引後）											
その後の期間に損益計算書に 振替られない項目											
公正価値により測定するものとして 指定される金融負債に係る自己信用 リスクによる公正価値の純変動	-	-	-	39,163	-	-	-	39,163	-	-	39,163
ヘッジ・コストの純変動	-	-	-	-	22,154	-	-	22,154	-	-	22,154
その後の期間に損益計算書に 振替えられる項目											
その他の包括利益を通じて公正価値 により測定される金融資産の公正価 値の純変動	-	-	-4,075	-	-	-	-	-4,075	-	-	-4,075
その他の包括利益を通じて公正価値 により測定される金融資産の売却に 係る損益計算書への振替純額	-	-	-130	-	-	-	-	-130	-	-	-130
その他の包括利益を通じて公正価値 により測定される金融資産の予想信 用損失の純変動	-	-	-77	-	-	-	-	-77	-	-	-77
<b>2018年12月31日現在の資本</b>	<b>42,583</b>	<b>277</b>	<b>726</b>	<b>4,726</b>	<b>14,235</b>	<b>40,366</b>	<b>1,035,692</b>	<b>1,138,605</b>	-	<b>347,454</b>	<b>1,486,059</b>

フィンランド地方金融公社

貸借対照表

(単位：千ユーロ)	2018年 12月31日現在	2017年 12月31日現在
<b>資産</b>		
現金および中央銀行における残高	3,522,200	3,554,182
現金	4	5
中央銀行に対する要求払債権	3,522,196	3,554,177
中央銀行リファイナンス適格債券	4,349,703	5,008,344
その他	4,349,703	5,008,344
信用機関に対する貸付金	1,380,291	1,250,746
要求払いの貸付金	50,753	7,906
その他	1,329,538	1,242,840
公法人および公共部門企業に対する貸付金	22,354,096	21,219,114
リース資産	614,022	431,732
債券	1,512,889	1,485,890
公共部門企業のもの	700,498	720,889
その他	812,391	765,002
株式および出資持分	9,521	9,662
グループ企業内の株式および出資持分	656	612
デリバティブ契約	1,538,610	1,433,318
無形資産	14,904	10,330
有形資産	2,364	2,447
その他の有形資産	2,364	2,447
その他の資産	174,160	157,469
未収収益および前払費用	203,054	173,838
<b>資産合計</b>	<b>35,676,468</b>	<b>34,737,685</b>

(単位：千ユーロ)	2018年 12月31日現在	2017年 12月31日現在
<b>負債および資本</b>		
<b>負債</b>		
信用機関および中央銀行に対する債務	822,504	802,277
信用機関	822,504	802,277
その他	822,504	802,277
公法人および公共部門企業に対する債務	3,870,918	3,746,762
その他の債務	3,870,918	3,746,762
発行債券	26,901,998	26,303,961
長期債券	23,840,174	22,470,615
その他	3,061,824	3,833,346
デリバティブ契約	2,205,427	2,216,034
その他の負債	5,789	2,421
未払費用および前受収益	160,056	135,958
劣後債務	348,406	347,916
繰延税金負債	10,629	7,236
<b>負債合計</b>	<b>34,325,728</b>	<b>33,562,564</b>
<b>利益処分</b>		
減価償却に係る差異	8,627	6,163
税務上の積立金	1,104,530	960,530
<b>利益処分合計</b>	<b>1,113,157</b>	<b>966,693</b>
<b>資本</b>		
株式資本	43,008	43,008
その他の制限準備金	19,964	29,221
準備金	277	277
公正価値準備金	19,687	28,944
公正価値の変動	19,687	28,944
非制限準備金	40,743	40,743
非制限資本投資準備金	40,743	40,743
留保利益	112,036	61,496
当期利益	21,832	33,960
<b>資本合計</b>	<b>237,583</b>	<b>208,428</b>
<b>負債および資本合計</b>	<b>35,676,468</b>	<b>34,737,685</b>
<b>オフバランスシート・コミットメント</b>		
顧客のための取消不能約定	2,649,973	2,120,206

フィンランド地方金融公社

損益計算書

(単位：千ユーロ)	2018年1月1日 －12月31日	2017年1月1日 －12月31日
利息収入	708,294	188,256
リース事業純収入	3,437	3,104
利息費用	-491,672	20,948
<b>利息純収益</b>	<b>220,059</b>	<b>212,308</b>
手数料収入	335	758
手数料費用	-4,175	-4,067
証券取引および外国為替取引純収入	-27,910	6,196
証券取引純収入	-27,235	8,432
外国為替取引純収入	-675	-2,236
売却可能金融資産純収入	-	494
公正価値準備金を通じて公正価値により測定される 金融資産に係る純収入	38	-
ヘッジ会計純収入	27,645	2,655
その他の営業収入	104	196
管理費用	-25,647	-20,306
人件費	-13,862	-11,812
給与および報酬	-11,343	-9,545
人件費関連費用	-2,519	-2,267
年金費用	-2,074	-1,926
その他の人件費関連費用	-446	-341
その他の管理費用	-11,784	-8,494
有形・無形資産の減価償却費および減損	-2,330	-1,970
その他の営業費用	-14,895	-14,344
償却原価により測定される金融資産の予想信用損失	467	-
その他の金融資産の予想信用損失および減損	96	-
<b>営業利益</b>	<b>173,787</b>	<b>181,919</b>
利益処分	-146,465	-139,415
所得税	-5,491	-8,544
<b>当期利益</b>	<b>21,832</b>	<b>33,960</b>

フィンランド地方金融公社  
キャッシュ・フロー計算書

	2018年1月1日 －12月31日	2017年1月1日 －12月31日
(単位：千ユーロ)		
<b>営業活動からのキャッシュ・フロー</b>	<b>23,942</b>	<b>2,571,319</b>
長期資金調達の純変動	1,463,125	1,598,929
短期資金調達の純変動	-838,441	2,776,446
長期貸付金の純変動	-1,310,278	-566,163
短期貸付金の純変動	20,395	223,584
投資の純変動	529,922	678,585
現金担保の純変動	-25,340	-2,361,837
資産に係る利息	89,573	98,339
負債に係る利息	130,557	144,783
その他の収入	48,563	36,560
営業費用の支払い	-68,770	-57,202
支払税額	-15,363	-705
<b>投資活動からのキャッシュ・フロー</b>	<b>-6,827</b>	<b>-5,433</b>
有形資産の取得	-538	-642
無形資産の取得	-6,289	-4,791
<b>財務活動からのキャッシュ・フロー</b>	<b>-6,250</b>	<b>-</b>
支払配当金	-6,250	-
<b>現金および現金同等物の変動</b>	<b>10,865</b>	<b>2,565,886</b>
1月1日現在の現金および現金同等物	3,562,088	996,202
12月31日現在の現金および現金同等物	3,572,953	3,562,088

現金および現金同等物には、以下の貸借対照表項目が含まれる：

現金および中央銀行における残高ならびに信用機関に対する要求払いの貸付金。

	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在
(単位：千ユーロ)		
現金および中央銀行における残高	3,522,200	3,554,182
信用機関に対する貸付金	50,753	7,906
<b>現金および現金同等物合計</b>	<b>3,572,953</b>	<b>3,562,088</b>

# 無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

## 登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

### 格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス

#### ● グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号

ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

#### ● 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（[ムーディーズ日本語ホームページ](#)の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

#### ● 信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。

ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

### 格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング

#### ● グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

#### ● 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

[S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ](#)の「ライブラリ・規制関連」の「[無登録格付け情報](#)」に掲載されております。

#### ● 信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デューデリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

#### 格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）

##### ● 格付会社グループの呼称等について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第7号）

##### ● 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

[フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ](#)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

##### ● 信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該去域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、令和元年 10 月 1 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記格付会社のホームページをご覧ください。

以上

## 店頭デリバティブに類する複雑な仕組債への 投資に際しての確認書

**本債券は、通常の債券に比べ非常に複雑な商品性を有しております。**

本債券への投資に際しましては、『契約締結前交付書面』、『目論見書』及び『最悪シナリオを想定した想定損失額』等の内容を十分にご確認頂き、以下の事項についてご理解いただいておりますことをご確認ください。

1. 本取引に関して対象となる金融指標等を含む基本的な仕組みについて、ご確認の上、ご理解いただいていること。  
(『契約締結前交付書面』『目論見書』『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁ご参照)
2. 本商品に影響を与える主要な金融指標等の水準の推移等から想定される損失額について、ご確認の上、ご理解いただいていること。(『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁参照)
3. 想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失が拡大する可能性があることについて、ご確認の上、ご理解いただいていること。(『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁参照)
4. 本商品を中途売却する場合の売却額(試算額)の内容について、ご確認の上、ご理解いただいていること。(『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁参照)
5. 実際に本商品を中途売却する場合には、試算した売却額を下回る可能性があることについて、ご確認の上、ご理解いただいていること。(『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁参照)
6. 本取引により想定される損失額(中途売却した場合の売却額(試算額)を含む。)を踏まえ、お客様が許容できる損失額であること、並びに、お客様の資産の状況への影響に照らして、お客様が取引できる契約内容であることを、ご確認いただいていること。
7. 本債券は、通常の債券に比べ複雑な商品性を有しているため、**本債券の商品性を理解する投資経験をお持ちでないお客様には必ずしも適合するものではないこと**を、ご確認の上、ご理解いただいていること。
8. 本債券は、元本リスクのある商品であり、**元本の安全性を重視するお客様には必ずしも適合するものではないこと**を、ご確認の上、ご理解いただいていること。
9. 本取引に関しては、お客様の投資目的・意向をお客様自らにおいて確認し、本債券の商品内容及びリスクを勘案のうえ、自らの投資目的・意向に適合するか否かについて十分検討したうえで、本債券の購入判断をさせていただいていること。